第４回　斎場運営形態検討会議　会議要旨

１．開催日時　　平成 24 年 4 月 12 日（木）　午後２時から午後５時まで

２．場所　　あべのルシアス 12 階　環境局　第１会議室

３．出席者　　委員（５名）
槇村座長、長瀬委員、松井委員、向山委員、脇田委員

大阪市環境局
玉井局長、青野事業部長、金箱斎場霊園担当課長（司会）
渡邊斎場霊園担当課長代理　他３名

各種団体（３名）
特定非営利活動法人　りすシステム　相談役
松島　如戒
特定非営利活動法人　日本環境斎苑協会　主任研究員
森山　雄嗣
東京博善株式会社　施設本部　副本部長
川田　明

（敬称略）

４．議題　　・主な政令指定都市の斎場運営状況について
・斎場運営にかかるアンケート集計結果について
・各種団体等からの意見聴取

５．議事要旨

（１）主な政令指定都市の斎場運営状況について資料により中野係長から説明。

＜各委員より質問の概要＞
①経費比較、火葬効率について。
②他都市の状況について。（京都市、名古屋市、札幌市等）

＜大阪市からの回答の概要＞
①火葬効率については、市内 5 斎場を１カ所に集約すればかなり効率的になる。経費比較については、比較段階における金

額の内容の相違や、定期整備によって変化する旨の説明。
②他都市の状況については、火葬施設・火葬方法等について説明。

（２）斎場運営にかかるアンケート集計結果について資料により中野担当係長から説明。

＜各委員より質問の概要＞
①個人情報の管理について。
②火葬業務の段取りで前回の速報時より改善したことについて。
③補修工事時期について。

＜大阪市からの回答の概要＞
①個人情報の取り扱いについては、委託業者には故人名等の火葬に直接必要な部分のみを渡し、基本的には本市職員で管理している旨の説明
②段取りについては、アンケート内容について、委託業者に指導、改善を求めたことについて説明。
③改修時期については、平成 23 年度より、斎場ごとに工期をずらして行っている旨を説明。

（３）各種団体等からの意見について
各種団体より意見聴取。（審議会等の設置及び運営に関する指針７－１－（１）イに基づき、一部非公開）

６．会議資料
・主な政令指定都市の斎場運営経費比較
・本市斎場運営にかかる葬祭業者あてアンケート調査の概要
・大阪市立斎場運営にかかるアンケート調査結果
・大阪市立斎場運営にかかるアンケート結果
葬祭業者よりご意見（抜粋）
・大阪市立斎場運営にかかるアンケート（見本）
・非営利活動法人りすシステム定款
・ＮＰＯ法人日本環境斎苑協会資料
・東京博善株式会社ホームページ資料

第4回　斎場運営形態検討会議　議事録

○金箱課長

本日は、お忙しい中お集まりいただきまして、まことにありがとうございます。

それでは、ただいまから第４回斎場運営形態検討会議を開催いたします。

私、４月１日付の人事異動で大阪市環境局事業部斎場霊園担当課長に着任いたしました金箱といいます。本日の司会を務めさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

まず初めに、事務局から報告させていただきますが、本会議は公開による会議とさせていただいております。本日は、幅広い観点から斎場運営形態を検討するため、各種団体の方々に出席をいただいております。したがいまして、各団体からご意見をお伺いする際に、審議会等の設置及び運営に関する指針に基づきまして、東京博善株式会社様にかかわる部分につきましては非公開とさせていただきますので、ご了承いただきますようお願いいたします。

また、傍聴の方にはルールを守っていただくようお願いいたします。

それでは、資料の確認をさせていただきます。

本日お配りしております資料ですけれども、次第が１枚、それから第４回斎場運営形態検討会議資料というＡ４の横になっているホチキスどめの資料が１部、それから日本環境斎苑協会がご説明になるホチキスどめの資料、これが１部ございます。それから最後に、団体に関する紹介、あらましをホームページ等から抜粋した資料が１部ございます。すべてお手元にございますでしょうか。

それではただいまから議事に入らせていただきます。

議事進行につきましては、槇村座長にお願いいたします。

○槇村座長

お忙しいところお集まりいただきまして大変ありがとうございます。先日は、堺市と八尾市の斎場を見学させていただきまして、委員の皆様方にいろいろと、ご見学、いろいろヒアリング等いただいたところでございます。大変ありがとうございました。

それでは、きょう議事が３つございます、主な政令指定都市の斎場運営状況についてというのが１点目、本市斎場運営にかかるアンケート集計結果についてというのが２点目、それで、本日おいでいただいております各種団体の皆様方からご意見をちょうだいいたしますのが３点目でございます。いろんな角度から今後の斎場運営形態について検討するためにおいでいただいております。後ほど調査研究等のご説明をいただきたいと考えております。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、議事の１点目でございますが、主な政令指定都市の斎場運営状況について、事務

局のほうからご説明をお願いいたします。

○中野係長

事務局よりご説明させていただきます。環境局担当係長の中野と申します。よろしくお願いします。

それでは、お手元の主な政令指定都市の斎場運営経費比較という資料をごらんいただきたいと思います。

政令指定都市の経費比較を検証するに当たりまして、各都市によって、施設面積でありますとか敷地面積、附帯設備やサービスなどが政令指定都市によって異なるといったことがございまして、比較条件が一律でないというのが現状でございます。経費比較するに当たりましても、各都市の物件費には、火葬設備の老朽化などによる改修に係る経費が年度により変動することから、単純に比較をすることができないような状況ではございますけれども、参考値として各都市の決算額から試算してみました。

まず、平成22年度に直営で実施しております、大阪市と名古屋市、京都市を記載させていただいています。

大阪市の斎場運営につきましては５斎場を運営し、72炉で稼動しております。入場からお別れ、火葬、収骨となり、退場するまで、標準的な１体当たりの火葬にかかる時間として２時間30分程度を要しております。お骨上げについては部分収骨が主流という慣習でございます。収骨については棺台車方式を採用しており、火葬炉前で行っております。22年度の火葬件数については２万9,004件で、22年度の決算額、５斎場の決算額としまして、人件費、物件費合わせて約10億5,800万となっております。人件費につきましては、各斎場での行政職員、技能職員を合わせまして約４億6,000万、物件費につきましては、火葬設備の改修費や保守点検、いわゆる火葬に係る燃料費、光熱費など、火葬の業務に係る物件費として約６億円となっております。これら経費を１炉当たりで算出しますと1,470万となっております。１件当たりの経費としましては、３万6,000円となっております。他都市に比べて少し高くなっておりますけれども、それは斎場数の関係や施設の維持管理経費に係ることによるものだと思います。

なお、平成23年10月から、５斎場のうち小林斎場と佃斎場につきましては、火葬業務に関わる部分を民間委託しております。

次に、名古屋市でございますけれども、名古屋市につきましては、１斎場、火葬炉46炉で運営されております。所要時間、火葬炉の形態、収骨方法は、ほぼ大阪市と同様に実施されております。１炉当たりの経費につきましては、大阪市と比較すると1,230万と低く、１件当たり

の経費で見ましても２万6,000円と低くなっております。名古屋市につきましては、今、１カ所で運営されており、火葬件数も多いことから、効率的な運営になっておると思います。

次に、京都市でございますが、京都市も名古屋市と同様に１斎場で25炉となっております。京都市においては、ロストル方式といいまして、格子状になっているところに棺を乗せて火葬しますので、下から熱も加わり熱効率のいい火葬炉になっており、１体当たりの火葬時間が１時間程度となっております。１炉当たりの経費につきましては、1,600万円と大阪市に比べて少し高い状況になっておりますが、１件当たりの経費で見ますと２万7,000円と低くなっておるといった状況で、火葬にかかる所要時間が短いことから１炉当たりの回転が速く、効率的になっていると思います。

直営で実施されておる名古屋市と京都市を比べて、両市とも１カ所で運営されていることもあって、１炉当たりの火葬件数が大阪市より効率的に運営されている状況になっております。

なお、前回の会議の中で、直営で実施されている都市として神戸市と北九州市につきまして経費等を照会させていただきましたが、これら経費については公表されていないということでございますので記載から除いております。

次に、火葬業務を委託している札幌市についてでございます。札幌市につきましては２つ斎場を運営されておりまして、そのうち１つの斎場、山口斎場といいますが、その山口斎場につきましてはＰＦＩ方式により運営されておるということで、運営経費については把握されていないとのことでございます。もう一つの里塚斎場についての決算額を記載させていただいております。

前回の会議の中で、札幌市の運営につきましてはＰＦＩと直営ということでご報告させていただいたところですけれども、札幌市のほうに確認いたしますと、火葬業務全般を直営で全部されているということではなくて、市職員と委託業者が混合で火葬業務を行っておるということでございましたので、今回、業務委託というところでご報告させていただきます。

契約方法につきましては、指名競争入札により決定されておりまして、委託業者につきましては、ビルメンテナンス会社が斎場部門を設立して行っておるというような状況でございます。１炉当たりの経費につきましては1,090万円と低くなっており、１件当たりの経費については３万7,000円と、大阪市と比較すると少し高くなっております。火葬炉の数に対しまして火葬件数が低くなっていることによるものだと思います。

業務委託につきましては、先ほど座長のほうからもありましたように、３月29日に八尾市と堺市の斎場視察を行い、堺市につきましては火葬業務に関わる部分を民間委託されております

が、業務委託の導入につきましては建て替え時に段階的に委託化を図ってきたとのことでございました。業務委託先につきましては、火葬炉メーカーで特名随意契約によって行われており、経費についても公表は控えていただきたいとのことでございますので、今回省いております。

次に、指定管理者制度を導入している都市でございます。指定管理者制度を導入している都市の平成22年度決算額につきましては、指定管理者の業務代行料を掲載しております。

まず、仙台市につきましては、財団法人仙台市公園緑地協会が、葛岡斎場の指定管理者として平成19年度から平成23年度までの５年間選定されており、今年度、24年度からも５年間引き続き、業務に精通していることも含め、安定的な管理運営が行われることが認められることから、公募によらず選定されております。火葬にかかる、所要時間につきましては１時間40分程度を要しまして、火葬炉の形態はロストル方式で、収骨室でお骨上げをされております。

仙台市の決算額につきましては約２億5,700万となっており、１炉当たりの経費で見ますと1,290万円となっております。大阪市と比較すると低くなっており、１件当たりの経費では３万3,000円となって、大阪市と比較すると少し低くなっております。

次に、川崎市でございますけれども、川崎市につきましては、公募により川崎市保健衛生事業団が、川崎市南部斎苑、北部斎苑の指定管理者として平成21年度から25年までの５年間選定されております。この事業団は、民間事業者２社と共同して火葬業務を行っております。火葬にかかる、所要時間は２時間程度を要し、火葬炉の形態は、北部斎苑がロストル方式、南部斎苑が棺台車方式となっており、収骨室でお骨上げをされております。決算額につきましては約３億5,500万、１炉当たりの経費で見ますと1,270万、１件当たりの経費では３万4,000円と、大阪市と比較すると少し低くなっております。

次に、広島市でございますが、広島市につきましては、公募により広島斎苑管理グループが、４斎場の指定管理者として平成22年度から25年度まで４年間選定されております。このグループにつきましては、民間事業者のジョイント団体でございます。火葬にかかる所要時間は約１時間30分程度を要し、火葬炉の形態は、湯来火葬場がロストル方式で、あとの３斎場につきましては棺台車方式を採用しております。なお、斎場については収骨室等がないということで、火葬炉前でお骨上げをされております。広島市の決算額につきましては、４斎場一括で約２億5,800万となっており、１炉当たりの経費で見ますと約1,290万円、１件当たりの経費では２万6,000円と、大阪市と比較すると、ほぼ同等かなと思います。

次に、福岡市でございますが、福岡市につきましては、非公募により財団法人福岡環境財団が、福岡葬祭場の指定管理者として平成22年度から26年度まで５年間選定されております。こ

の財団は、福岡市と平成14年２月に葬祭場再整備事業に関する協定書を結び、財団が金融機関から資金調達を行い、葬祭場を建設し、その後、市に譲渡するとともに、市は財団に運営を委託するということを締結されておりまして、事業を推進した経過があることなどから実施されております。火葬にかかる、所要時間につきましては約２時間程度を要し、火葬炉の形態は棺台車方式となっており、お骨上げについては収骨室で行われております。福岡市の決算額につきましては約３億5,400万、１炉当たりの経費で見ますと約1,410万円、１件当たりの経費では３万9,000円と、大阪市と比較すると高くなっております。

このように直営、業務委託、指定管理者制度の３つの形態で運営されておりますけれども、大阪市と１炉当たりや１件当たりの経費を各都市の経費と比較してみましても、斎場の配置や規模などにより非効率な部分はございますけれども、ほぼ平均的な状況になっていると思っています。運営形態別で見ても、どの形態が高くなっているとか、どの形態が低くなっているというような顕著な傾向が見られないことから、いろいろな観点で斎場の運営の形態についてご議論いただきたいなと思います。

説明は簡単ですけれども、以上でございます。どうぞよろしくお願いします。

○槇村座長

はい、ありがとうございます。

今、主な政令指定都市の斎場の運営状況について事務局からご説明いただきましたけれども、これにつきまして、委員の皆様方から何かご質問とかございましたらお願いしたいと思います。ご意見も含めてです。

○長瀬委員

ちょっとだけいいですか。

○槇村座長

はい、どうぞ。長瀬委員、どうぞ。

○長瀬委員

気のつく範囲ということで、特に質問ということではないんですけれども、直営の中で名古屋に関しては１件当たりの経費が２万6,000円ということで、すごく低くなっていると。京都も同じように２万7,000円ということで、直営でも結構１件当たりの経費が低いところはある一方で、指定管理者は３万超えているところが、やっぱり幾つか政令指定都市であるということですけれども、火葬件数を逆に火葬炉数で割った数字を、ちょっと今、ざっと計算してみたんですけれども、これは、京都市に関しては612.08ということで、今出していただいた中で、

火葬件数を火葬炉数で割った件数が一番多いんですね。これは、だから１件当たりの経費が２万7,000円ということですごく低くなると。その次に高いのが広島市、これが火葬件数を火葬炉数で割ったのが500.25ということで２番目に高いですね。これが１件当たりの経費が２万6,000円ということで、火葬炉数に対して火葬件数が、どれだけ効率よく回しているかというところが全体にすごく大きく影響しているというふうなことが見てとれると思うんですね。

ここの資料ではちょっとはっきりわからないところで、見ていきたいなと思うのは、人件費とか、この辺のところの人員体制が、どういうふうな火葬をしているかによって、それも大分ばらつきがあるのではないかなと思うんですね。その辺のところを分析しないと、今、単に直営と指定管理者というそういう区分ではなくて、どういう形の火葬を行って、どういう効率のよい運用をしていくかというところのほうが、結果的には１件当たりの経費を安くするかどうかというところに大きく影響しているのではないかなというふうに思います。

○槇村座長

はい、ありがとうございました。私も、ちょっとその辺気になっておったので。今、全体の火葬件数を炉の数で割らないと、これ、いろいろ比較できないですよね。非常にだから京都市なんかは回転がいいので、件数を炉数で割った場合、非常にたくさん火葬されると。だから当然コストが低くなってくるということでございますが。

ほか、いかがでしょうか。何かご質問ございましたら。

○渡邊課長代理

補足的な説明をさせていただきます。

この決算額ですけれども、各都市、細かい項目ごとに決算額を公表してもらうのは、ちょっと勘弁してほしいということで、頭数字だけで表現しておるんですけれども、先ほども言いましたように、炉の改修のような大規模な改修工事については年度によってすごく変動があって、大阪市は72炉をローテーションで４年ごとにオーバーホールをやっておりますので、毎年オーバーホールの費用が結構かかっていますので、手元で試算しまして、そういった改修経費を除いた数字で申しますと、大阪市は１件当たりの経費が３万1,000円で、１炉当たりの経費が1,263万円になっております。例えば１件当たりの経費３万1,000円というのは、この表の中でいうと５番目の低い数字ということになっております。１炉当たりの経費でいきましても、大体同じような真ん中ぐらいの数字になっております。

やはり斎場の数が５つあるということで、火葬炉数は72炉ですけれども、１つの斎場ごとで考えると、予備といいますか使えない炉が出てきております。例えば名古屋市の１炉当たり

470件火葬しておるんですけれども、この件数でいきますと、大阪市であれば、１斎場で61か62炉ぐらいあればこの２万9,000件火葬できると。５斎場に分散しているということでかなりロスが出ておると。当然、人件費もその分ロスが出るのかなというふうに考えております。

ただ、歴史的な背景がありまして、名古屋市さんなんかは戦後の、戦災でかなり都市の施設が爆撃で破壊されて、その後に八事斎場というので１カ所に集約をされてこの46という大きい火葬場をつくられたと。大阪市の場合は、５カ所の斎場がそのまま、余り被害を受けずに残っておったので、この５カ所の斎場をそのまま現在に至るまで使用してきたということで、歴史的な背景も違いますけれども、１カ所に集約すればかなり効率的にはなると。

ただし、名古屋市さんの場合、１炉あたり、470件ということで、１炉当たりの経費、１件当たりの経費もかなり低いということは、かなり一杯の状態で運営をされておると。今後、死亡者数がふえていけば多分対応できないということで、今、新たに大きな斎場を、50炉ぐらいの火葬場を今つくるということでされております。ですから、多分、新しい斎場ができれば、今現在ある火葬場については廃止をされるのかなというふうに思っております。

○槇村座長

名古屋市ですか。

○渡邊課長代理

はい。名古屋市、今、50炉ぐらいの。

○槇村座長

別の場所に。

○渡邊課長代理

ちょっと場所までは聞いてないですけれども、新しい斎場を建てられるということで聞いております。

京都市さんはロストル方式で、１炉、かなり回転されています。１時間で火葬できるということで、５回ぐらい回転しています。ということで１炉当たり612件というすごい火葬件数をされております。

以上、補足ですけれども。

○槇村座長

はい、補足いただきましてありがとうございます。

ほかに何かご質問ございませんでしょうか。

私から、福岡市の葬祭場を、財団が建設されて市に譲渡されて運営を財団にということです

が、この１件当たり、結構金額が、一番高いかなと思うんですけれども、これは建設経費とか、何かもろもろ、そういうふうな背景があって、こういうふうなあれになっているんですかね。

○渡邊課長代理

建設経費は入っていません。

○槇村座長

入っていませんか。

○渡邊課長代理

はい。入っていませんので、指定管理の代行料だけということです。

○槇村座長

あと、いかがでしょうか。さっき、直営と業務委託のところで市と混合でされていたとおっしゃった、札幌市のほうだったか。

○中野係長

そうです。

○槇村座長

ビルメンテナンス会社がどこかと組んで斎場部門を創設した。新しくビルメンテの会社がつくった。それと市が混合というのは、どういう団体の仕方ですか。

○中野係長

札幌市のほうに確認しますと、やっておられるのはビルメンテナンス会社がメインでやられている会社で、そこで斎場部門を会社で立ち上げて、入札に参加されて、競争入札で決定されており、火葬に関わる業務を市職員が８名、委託業者が20名の28名で運営されており、その実態としては、退職不補充等を行い、委託化を進めているのかなというふうには感じたんですけれども。そういった状況です。

○槇村座長

ありがとうございます。指名競争入札で。

○中野係長

そうですね。

○槇村座長

一般じゃなくて。ほかに、どうぞ。松井委員さん、どうぞ。

○松井委員

お聞きしたいんですけれども、人件費って直営のところしか出てないですけれども、指定管

理者部分の人件費というのがちょっとわかりませんが、人数とかいう点ですね。人件費の費用なんですけれども、人員数というようなことにつきまして、どんな感じになっているのかというのも、運営の効率性かなんか、そういうのを見る上であるのではないかなと思いますので、そこら辺はわかるようでしたら教えていただけませんか。

○槇村座長

さっき長瀬委員さんも、少し似たようなご質問があったかと思いますが。

○中野係長

名古屋市の場合、大体火葬部門で、従事者数16名でやっておられるといったところでございます。京都市につきましては、火葬部門の従事者総数として13名。あと札幌市さんの場合については、12名で運営されておるということでございます。

○松井委員

札幌市、12名ですか。前回いただいた資料に職員数の掲載があると思うんですけれども、もう少し多いのではないかなと思うんですけれども。

○中野係長

前回お示しさせていただいたときには13名となっていますが、今回の資料につきましては、臨時職員が除いてあると思います。臨時職員は多分、物件費等で入っているのかなというふうに思います。

○槇村座長

松井委員さん、それでよろしいですか。職員の数も、今、正職員とか、いろんな待遇の方がいらっしゃるのをどこまで含めるかということですので。今おっしゃっていただいたのは、大体常時おられる正規の職員の方ということですか。

○中野係長

正規の職員で回答いただいている分です。

○渡邊課長代理

すみません。例えば指定管理者とか業務委託なんかは、最低必要人員何名を１日出勤させなさいという形で仕様書なりを記載していますので、実際、30人で10人出勤しているのか、20名で10名が出勤しているのかというのは、なかなかつかみにくいところがありますので、指定管理をされているところはご回答がいただけていないです。実際何名雇われているとかいうのはわからない状況です。

○槇村座長

そうしましたら、もう少しご意見をいただきたいところですけれども、次の議案に移らせていただいてよろしゅうございますか。もし何かございましたら、最後でも、また委員の方々のお話、各種団体の方々のお話を聞きながら、ご意見伺っても結構かと思います。

それでは、議事２のほうに参りたいと思います。

斎場運営にかかるアンケート集計結果について、事務局のほうからご説明をお願いしたいと思います。

○中野係長

それでは次に、本市斎場運営にかかる葬祭業者あてアンケート調査の結果をごらんいただきたいと思います。

このアンケート結果につきましては、回答期限を２月20日としておりましたので、２月７日の前回会議時に速報としてご報告をさせていただきましたが、回答がまとまりましたのでご報告させていただきます。

改めて目的としましては、斎場を運営するに当たってのご意見、感想を聴取するとともに、今後の斎場運営に係るご意見を聴取することを目的とし、実施しております。

期間については、平成24年１月24日に発送しまして、回答期限は２月20日までとしました。

配布方法につきましては、アンケート用紙を会社あてに郵送しまして、回答については無記名としております。発送件数につきましては225件、回答がございましたのが89社からご回答をいただきました。回答率は40％程度になっております。

次に、アンケート調査結果でございますけれども、１、「平成23年10月より、小林・佃の火葬業務を民間委託しておりますが、民間委託実施前と実施後でよくなった点、悪くなった点はありますか」については、「よくなった点がある」が38.2％、次いで「変わらない」と「無回答」と続き、「悪くなった点がある」が９％となっております。よくなった点ということで、後ろに抜粋をつけておりますけれども、よくなった点としましては、「お客様に対して対応がよくなった」、「服装がよくなった」。また、悪くなった点については、「収骨にかかる時間が丁寧過ぎて時間がかかり、長くなっている」、「段取りが悪いと感じた」、などといったご意見がございました。

２の「火葬業務を民間委託された場合、期待する点また懸念される点はありますか」については、「特にない」が46.1％、次いで「期待する点がある」が27％、「懸念される点がある」が16.9％となっております。期待する点について、でございますけれども、「利用者に対する接遇の質等サービスの向上があると思う」、「葬儀社とクリーンな関係を期待する」。懸念さ

れる点につきましては、「これまでどおり、市職員のように民間でも同じサービスを受けられるのか」、「特定業者との癒着による寸志の復活」、「個人情報の管理」、「引き継ぎ等でのスムーズな対応」といった点が上げられております。

次に、３、「斎場の施設面で、混雑時に不便に感じられたことはありますか」については、半数が「ない」と、「ある」については23.6％で、不便に感じられた点につきましては、「北斎場では移動時間がかかる」ということで、「地下から上に上がるのに時間がかかる」とか、各斎場に市民休憩室、待合室があるんですけれども、そういったものが「狭く感じた」。「入場のときにもほかの業者と同じ時間に入場した場合、火葬炉の間隔をあけてほしい」、などといったご意見がございました。

４、「大阪市と他都市を比較して、本市が優れている点はありますか」については、「わからない」というのが33.7％、「ある」が31.5％というふうになっております。優れている点につきましては、「職員の対応のよさ」、「案内等の丁重さが優れていると感じる」、「施設が利用しやすい」といったご意見がございました。

５、「大阪市と他都市を比較して、本市が改善すべき点またサービスが不足している点はありますか」についてでございますけれども、「ある」が36％、「わからない」が32.6％、「ない」が28.1％ということになっております。改善すべき点につきましては、「トイレなどのリフォーム」、「火葬炉のサイズを大きくしてほしい」、「遺体を安置する場所がないので、安置する施設があればいいと思う」、「告別室、収骨室があればいいと思う」、「お骨上げまでの時間をもう少し早くしてほしい」、などといったご意見がございました。

６、「斎場利用予約・申請手続き・使用料の支払い等のし易さはいかがですか」についてですけれども、「満足」は28.1％、「どちらでもない」が23.6％、次いで「やや不満」20.2％「不満」21.3％ということでございます。そのご意見につきましては、「死亡が推定の場合、時分を入力しなければならないが死亡診断書の発行が遅くなるので、後で変更できる方がいいと思う」、「火葬許可証はファクスで十分確認でき、原本は入場時に提出したらいいと思う」、「火葬料の領収書のレシートが小さ過ぎると思う」、などといったご意見がございました。

７、８につきましては心づけについてのアンケートでございますけれども、７・８ともに、「ある」0％「ない」65.2％、「無回答」34.8％で回答をいただいております。

あと、９の自由なご意見ということでいただいております。内容につきましては、「特にトイレ回りをきれいにしたほうがいい」とか、「心づけのことがあって以降、職員の方が規律正しくなっているように感じる」、「瓜破斎場に関しては非常によくなりました。ほかの斎場も

瓜破のようになればいいと思います。」といったご意見をいただいております。

今回ご指摘いただいているご意見等の内容につきましては、施設整備に関することでもございますけれども、対応できるものは早急に取り組んでいきたいというふうに考えております。

また、前回の会議でご報告をさせていただきました斎場利用者のアンケートの結果を踏まえて、改善できるものから取り組んでおります。例えば服装、身だしなみについてご意見をいただいておるところでございますけれども、会議等いただいた以降、斎場職員に伝えまして、上着の着用の徹底でありますとか、事務職員では窓口でのネクタイを着用するなど、身だしなみについても改善するようにしております。

また、斎場の施設についても、「トイレが汚い」であるとか、「においがある」とかいったこともご意見いただきましたので、その辺は十分注意し、清掃の状況も徹底するように斎場のほうに連絡して徹底しております。

アンケートについては以上でございます。

○槇村座長

はい、ありがとうございます。

今回は葬祭業者あてのアンケート調査の結果でございますが、今ご説明いただいた中で、何かご質問とかご意見ございましたら、いただければと思います。

はい、じゃ、長瀬委員さん、お願いします。

○長瀬委員

アンケート結果で、前回の会議のときに速報ということでいただいた分と今回の分とで比較して、数値の面は余り大きくは変わってなかったと思うんですけれども、懸念される点ということで、アンケート結果の言葉で書いてある分の②のところですね、これの懸念される点というところに個人情報の管理というのが、前回なくて今回加えられているということで、委託業者に対するそういう個人情報の管理については、何かしら、その体制であるとか、確認されているんですか。どこまで個人情報を管理されているかという部分についての状況というか、教えていただけますでしょうか。

○渡邊課長代理

個人情報ですけれども、個人情報につきましては、基本的には行政職の職員、事務所の職員しか把握しておりません。作業職員、ここで言う委託の業者には個人情報については、亡くなられた方のお名前であるとか、葬儀業者のお名前であるとか、何時に入場されるとか、そういったことは当然作業前に周知はしておりますけれども、どこに住んでおられるとか、そういっ

た情報については一切委託業者には知らせておりませんので、そこはもう本市職員の管理となっております。ここで書かれているのは葬儀業者さんなので、実態といいますか、どういう作業をされているというのがわかっておられないのでここを書かれたと思いますけれども、そういった情報については一切流しておりません。本市で管理しております。

○長瀬委員

火葬業務だけだから大丈夫だということですね。

○渡邊課長代理

はい。

○槇村座長

今回は、佃と小林については、そういう民間委託のあり方ということの限定の中でのお話ですよね。

○渡邊課長代理

はい。

○槇村座長

そうですよね。

○長瀬委員

全体を委託するということになれば、それはやっぱりちょっと関連してくるのですか。

○渡邊課長代理

業務委託ではそういうことはありませんけれども、指定管理者になると、そういったこと、事務所部門を全部、指定管理者に渡すことになりますので、もしそうなれば、そこの個人情報の扱いについては徹底して、点検もしながらやっていかなければならないと考えております。

○槇村座長

結構、懸念される点というのはいろいろ書いてあって、気にとめておかないといけないような項目が書いてありますね。

ほかはどうですか。はい、じゃ、脇田委員、どうぞ。

○脇田委員

はい。意見の抜粋のほうですね、①のところで段取りが悪いと感じている方がいらっしゃって、前回の速報の中でも出ていたんですけれども、先ほど、速報で出た意見で、すぐに改善できることは改善していらっしゃるということで、例えば服装のことを上げていらっしゃったんですが、この段取りの部分で、何か前回の速報で意見が出た以降に取り組まれた、もしくは指

導されたものがあれば、どのような形でされているのかを教えていただけますでしょうか。
○槇村座長
　事務局のほう、お願いいたします。
○中野係長
　意見については、委託業者にも伝えまして、段取りが悪いと葬儀業者の方が感じられている部分につきましては、今、受託されている業者が、あまり従事職員が固定化されていないこともございますけれども、最初にそういった経験が未熟な方が従事されておったので、こういったご意見になったのかなと思っています。一応そういう業務報告をいただいているときに、アンケートの結果を踏まえて、会社のほうにはそういう指導を、改善するようには求めております。
○脇田委員
　よろしいですか、今の件で。
○槇村座長
　はい。
○脇田委員
　会社のほうに改善を求めるということだったんですが、前回、堺市に見学に行ったときに、やはり業務を委託するときに、その切りかえの中で段階的にいろいろ指導したり、張りつきで職員の方がついていることをしているということがあったと思うんですけれども、そういう部分はないということでよろしいですか。
○渡邊課長代理
　すみません。本市の職員が直接、受託されている社員さんにいろいろ指導とか命令とかすると偽装請負ということにもなりかねますので、ちょっと難しい問題があるんですけれども、一応責任者なり会社を通じて、こういう意見がありますと、こういうふうにしてくださいというような指導なりはするようにしておりますけれども、直接すると、そこから、偽装請負という問題もありますので、なかなか難しい点ではあるとは思います。
○脇田委員
　はい、ありがとうございます。
○槇村座長
　ほかにございますか。何かございましたら。じゃ、ちょっと考えといていただいて、時間はありませんけれども。⑤のところで、火葬炉の補修工事を冬季に行っていることということで、

本市が改善すべき点と書いてございますけれども、補修工事はいつも冬季に。何か理由がございますでしょうか。全部のところを冬季にされているということですか。

○渡邊課長代理

今まで４月、年度当初に設計をして、そこから入札の準備をして、業者決定してということになると、秋ぐらいに業者が決定して、一番火葬件数の多い12月、１月、２月にかかってくると。オーバーホールについては、１斎場だけではなくて２斎場、３斎場を同じ年度にやるというようなこともありますので、例えば９月ぐらいからやっている斎場もあれば、12月、１月に２斎場が重なるとかいうようなこともありまして、23年度につきましては、もう年度前から設計にかかって、秋からもうオーバーホールに入ってというような形で改善はさせていただいております。

○槇村座長

そうですね、期日が重なるとか、５カ所を一緒にやるということになりますと、やっぱり使える炉も少なくなると思いますのでね。

はい、ほかによろしいでしょうか。

○脇田委員

はい、よろしいですか。

○槇村座長

はい、脇田委員さん。

○脇田委員

７番のところですけれども、一番下の瓜破斎場に関して非常によくなりましたというご意見があるんですが、恐らくこの書き方だと、過去に言われたことがあって、比較でおっしゃっているのかなと思うんですけれども、実際に瓜破斎場の中で、対応であるとか、案内であるとか事務所対応等で、独自で何か工夫といいますか、努力といいますか、改善の具体的な何かしていらっしゃるようであれば教えていただきたいんですけれども。

○渡邊課長代理

現場職員の異動をかなりかけましたので、現場職員の対応が変わったというのは現実にあります。人員配置をかえましたので、対応が改善され、事務所も同じように雰囲気が変わっていったのかなというふうに感じております。

○脇田委員

はい、ありがとうございます。

○槇村座長

それでは、ちょっと時間も押しておりますので、議事の３のほうに参らせていただいてよろしゅうございますでしょうか。

じゃ、３に参りたいと思います。

実は、非常にご多忙の中、また遠方にもかかわりもせず、本日は各種団体の方に当会議にご出席いただいておりまして大変ありがとうございます。

それでは私のほうから、ご出席いただいております皆様方をご紹介させていただきます。

最初に、身寄りのない方など、自身の死後の葬送や遺骸処理の方法を不安に思うことのないように生前契約を受託するなどの活動を全国的に行っておられます、特定非営利活動法人りすシステムの相談役の松島様でございます。

○松島氏

よろしくお願いいたします。

○槇村座長

大変よろしくお願いいたします。

お隣にまいりまして、全国の火葬場に関する調査研究をされておられまして、さまざまな斎場運営形態の実態を把握しておられます、特定非営利活動法人日本環境斎苑協会の研究員でいらっしゃいます森山様でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○森山氏

森山です。よろしくお願いします。

○槇村座長

それでは、お隣にまいりまして、東京都において民間斎場６カ所を経営されておられます、東京博善株式会社施設本部副本部長、川田様でございます。

○川田氏

皆さん、こんにちは。川田でございます。よろしくお願いいたします。

○槇村座長

よろしくお願いいたします。

参考までに各種団体の概要の資料を事務局より用意していただいております。お配りしたものでございますので、ご参照くださいませ。

それでは、早速でございますけれども、それぞれのお立場からお話をいただきたいと思います。

会議の時間の都合上、大変申しわけございませんが、本当に遠くから来ていただいて、１団体15分程度ということでお話しいただきまして、またその後、それから15分程度の質疑を予定しておりますので、よろしくお願いいたします。

なお、東京博善株式会社がご説明いただきます前には、審議会等の設置及び運営に関する指針７－１－（１）イに基づいて、非公開とさせていただきますので、よろしくお願いします。

それでは、まず最初に、特定非営利活動法人のりすシステムの相談役の松島様より、多くの葬送に携わってこられまして、斎場利用者から見た斎場運営等についてお話しいただきたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

○松島氏

ただいまご紹介いただきました松島でございます。

私は、ちょうどもう25年ぐらいになるんですが、大分の小さなお寺を、東京の巣鴨に東京別院というのをつくりまして、そこでお墓を中心とするメモリアルコミュニティをつくろうなんていう大変大それた、磯村英一という社会学の東洋大学の学長などをお務めになった先生が、おおそれはいいぞというようなことでいろいろ始まりまして、まず、磯村先生がお墓をごらんになって、おい、この三段重ねの墓がいつまで続くと思うかと。確かにそれはそのとおりで、それから先生がいろいろ発起をされまして、「もやいの会」という、別に身寄りなくてもいいんですけれども、管理費だとか、そういった手間ひまのかからない、そういったお墓をつくろうということで、ちょうど1990年に「もやいの碑」というのをつくりまして、それに入る会として「もやいの会」というものをつくりまして、磯村先生がみずから会長、終生、97年にお亡くなりになるまでお務めになった。

そこから、墓の用意はできたけれどもお骨には足がない。いや、本当にそうおっしゃった方がいまして、その手前をもう何とかしろというのでつくりましたのが生前契約という、実は公正証書によります、家事機能の外注化といいましょうか、従来、家族とか親戚とか地域社会が行ってきたような看取りですとか、冠婚葬祭、そういったようなことを、ご承知のように地域も崩壊、家族も崩壊、なかなか今までどおりいかないと。それをどうしようかといったときに、やはり日本は法治国家ですから、契約によってそういった役務、あるいは代理権限を委任したらどうだろうかという発想からつくりましたのが生前契約というシステムでございます。

そんなことで、りすシステムが始まりまして、ちょうど18年、19年目に入りましたけれども、約400名を超えて喪主を務めてまいりました。もちろん葬儀社は何千件もやっているんでしょうけれども、それは人様の葬儀を請け負ってやっているんで、私たちは喪主をやっているんで

すね。じゃ、何で喪主をやるかというと、喪主がいなかったり、民法で言うところの祭祀の主催者が慣習的にいるんだけれども頼みたくない。いろんな理由がございますけれども、そういったことで実はスタートいたしまして、もちろん、亡くなったときだけじゃなくて、本当は家族機能というのは、毎日毎日の暮らしの中、特に何か病気するとか、けがをするとか、もう一つは意思能力が減退・喪失をするといったような場合に、やはり家族が助け合う。そういうトータル的な家族機能を持っておりますけれども、死んだところから始まったんですが、現実には、現在は老人ホームの入居の身元引き受け保証でありますとか、あるいは手術の立ち会いですね。それから、もう一つは意思決定なんですが、これはなかなか難しいんですが、生前に医療等に関する意思表示というものを書面できちんとしていただきまして、それに基づいて死ぬか生きるかのときにかわって意思表示をするといったような、ちょっと考えたら大変なような仕事をずっとしております。

では、今回なんですが、槇村先生には、実は理事もお願いしていたり、いろいろ、もう20年来、勉強の仲間といいますか、槇村先生のいろんなご研究がございますが、葬送に関する研究ではいろんな意味でご指導いただいたり、ご一緒していただき、そんなご縁で、たまたま東京においでくださったときに、大阪でこういう検討会なんだというので、それで、よもや、きょう拝見しますと、10億もかかって、火葬場もそろそろ建て直しで何十億かかるやわからんと、これはもう民間にやっちまえというようなことになったら大変だという、実はおせっかいなんですけれども、じゃ、先生、メンバーを拝見したところ、葬儀とか火葬とか墓とか余りお詳しい方は、まあ先生が一番詳しいんだけれども、その先生だってそんなに詳しいわけじゃないんだから、一度非公式に、きょうお見えくださった博善さんと、それから斎苑協会、情報をいっぱいお持ちですから、出かけて行くからそういった勉強会を１回しませんかというふうにご提案を申し上げましたら、何やらこういう晴れがましいことになりまして、いささか恐縮をしているんですけれども。

そのために、特に博善さんなどは、火葬といえば博善というくらい、もちろん、炉のメーカーでもあるんですね。ですから博善式の炉を全国でまだ使っていらっしゃるところもあるんです。歴史からいいましても、日本の火葬事情は皆さんご存じのとおりですけれども、火屋からはじまり、だんだん集約をされてまいりまして、明治から大正にかけて、法律も取り締まり規則なんていう、当時ですから明治の17、18年ぐらいでしょうか。それ以来の日本の火葬については、最もよく熟知をしていらっしゃる。裏も表もという言い方は多少語弊がありますけれども、そういう意味で社長にもぜひ行ってよというお話をしたんですけれども、何やらどうも、

こんな公式な話になっても、私も会社を背負って、ちょっとやっぱり行くわけいかんから、じゃあ担当の川田をというようなことで、きょうは川田さんがおいでくださいました。

そんなようなことで、もう今さら申すまでもなく、皆さん方、事務局からいろいろ資料、レクチャーをお受けになっていると思いますけれども、火葬というのは、そもそも国は、明治以来、官でやるべしと。公で人が死んだ後の始末ぐらいは、税金納めているんだから、国家、あるいは今は地方自治体がやるべしということも終始一貫言っております。再三再四にわたって明治以来通達なども、ごらんになったと思いますけれども。それで、にもかかわらず、東京は火葬行政で大失敗をしたんですね。大阪は、伺いましたところ、明治40年代に、通達に従ったかどうかはわかりませんけれども、官がやるべしということで、大変なご苦労をなすって、ほとんど市営にされたという結果はご存じだと思いますけれども。それだけの努力を無にしないでほしいなというのが、こういった葬送等に長年かかわってまいりました私としては、ぜひ皆さん方にもお願いをしたいし、それから、じゃ、民営と官とのメリット、デメリット、そういったこともいろいろございます。

それで、東京博善というのは大変特殊な会社なんですね。もともと、お坊さんとか何とかで、自分とこの火屋なんか集めてやっていた話なんですね。それで、たしか大正時代だと思うんですが、社史があって、あれをお許しいただければ、皆さんコピーいただいてお読みになられると、いろんなことがわかって、これから大阪の火葬をどうしようかというときに非常にご参考になるんじゃないかと思うんですけれどもね。この中で、こんなこと書いてあるんですよ。株式会社は商法により営利追求の組織だから、一応博善とは無縁であると。無縁であるべきものがつなげられて社名となっているところに、東京博善株式会社の特異性があるんだということを、社史の６ページぐらいにも実は書いてありますね。そういったことで、今日に至るまで民間で首都東京の火葬を一手に担っていらっしゃるわけなんですね。

いいこともたくさんあるんですよ。まず、民間ですから企業努力をしないといけません。そういった意味で技術的にも、それから先ほど台車式、ロストル式というお話がございましたけれども、ロストル式というのは非常に効率がいいんですね。燃焼効率もいいし、時間も早い。

それから、民間であるがゆえに、危機管理対応といいますか、東日本の大震災のときでも各県いろいろ火葬を引き受けたんですけれども、東京でも800体ぐらい引き受けようということになったんですが、そのうち579体、博善さんでこれをやってもらって、これもですね、来いたって来られませんよね、交通網が大変な時代に。それであそこはすごいんですよ。大型のトラックを改造しまして、それで専用の搬送車をつくりまして、ピストン運送で、しかも夜を徹

して火葬をしたといったような、非常にそういう危機に対して民間であるがゆえに対応が早い、こういういい面もございます。

それからインフルエンザの話もちょっと下火に、豚でごまかされたような感じですが、まだ鳥のＨ５Ｎ１というのはＷＨＯでも日本の感染研でも常に警戒をしておりますが、もしそういうことになったら全国でも64万人ぐらい死ぬだろうと、多ければ200万人死ぬだろうというような予測が国内外でされているわけですが、そういう場合にどうしようかということで、これはもう東京は博善さんにお願いしなきゃしようがないというふうにかねがね思っておりましたけれども、過日お目にかかった折に社長ともいろいろお話しましたら、これがまたすごいんですよ。６カ所火葬場をお持ちなんですけれども、いや松島さん、そうなったら１カ所専属で、その感染の問題もありますし、そこで24時間やりますと。東京都に話したんですかと言ったら、いや、話したんだけれどもと。また東京都って本当にだめなところで、ここ東京じゃないからいいんですけれども、結局、東京の火葬というのは、さっき失敗したと申し上げましたけれども、博善さんに頼らなきゃだめなんですよね。にもかかわらず、災害担当の課長に私、博善さんに頼みに行けと言った、何ならおれついていくと言ったんですけれども、行かないんですね。そういうお話があっても何となく……。

ちなみに東京都は１カ所火葬場を持っているんですよ。ほんで20ぐらい炉はあるんだけれども半分強も動かさないんです。あと、区が事務組合をつくって１個あるんですけれども、完全にそこ頼らなきゃできないような状況。それはかつての行政が悪いんです。これは管理しなきゃならないものを東京都が、怠慢、さぼったわけですよね。それで今日になっているんだから、それに対して、東京都としても、財政面も含めてある一定の支援をしてほしいというのは都議会議員なんかにも時折言うんですけれども、火葬とか墓の話はみんな嫌うんですよね。だって必ず自分死ぬんですよ。死なないといったら、私、本当に１億でも２億でも死なない人がいたら差し上げますけれども、死ぬくせに、政治家もこういうところを嫌がるというような面も実はございますけれども、そういった面でいいです。

それからもう一つ、固定資産税の減免措置がないんですよ。でね、私、さんざんいろいろ、荒川に都税事務所というのがありまして、そこで、博善さんで、主要火葬場といいますか、６つの中で代表的な火葬場（町屋斎場）がありまして、そこでいろいろいろいろ聞いたら、ないんですね。それで担当者が何でないんですかと。おれに聞かれたって、そっちは税金専門だろうというようなことだったのですが、つらつらを見るに、官がやるべきものということですから、民がやるという想定がないんですね。だから固定資産税の減免の問題もないとか、それと

か、これは各自治体の火葬場でもどうかわかりませんけれども、生活保護関連の火葬というのはすごく安いんですね。つい最近まで１体１万円だったんですよ。そのころ一般の人が払う火葬料というのは４万何千円ぐらいだったんですが、やっと今年になって２万5,000円にしたと。これも再三、私言うんですよね。生活保護というのは予算あるわけじゃないですよ。それが何で、火葬する人たちのいわゆる費用ですよね、火葬料を払って経営している、そこで何でそれをそこにつけなきゃいけないのかという、そういったことが恐らく市町村でも、それは私は分離したほうがいいと思うんですね。さっき火葬場がどんだけ金が要るかの話もありましたけれども、そういうのはきちんとやっぱり予算で、福祉予算から当然火葬場の特別会計に入れるとか、大阪市はどうされているかわかりませんけれども、ぜひそういうふうにされたほうがいいんじゃないかと、そういったような、民間であるからいろいろないい面もあります。

ただ、悪い面があります。これは、全部自前でやりますから当然高くなります。今議論しているお話というのは全部、土地も建物も設備もあった上で一体何ぼかかるかという議論ですよね、きょうあたりも。民間でやりますと、土地から建物から全部やんなきゃいけないわけですから、当然、利用者負担がふえるという問題があるんですね。それは、みんな小さな町でも、人口１万ぐらいのところも何億もかけて火葬場をつくってんのに、東京都はつくらないでずっとやってきてんだから、都民に対して、火葬に対する、つくれば何ぼかかるという問題があるわけですから、そういうこともすれば、これも都議会議員といろいろ言うんですが、なかなか表の議論にはなりません。

今後大阪市がどんなふうになるかわかりませんけれども、民間資金は絶対に使わないほうがいいと思うんですね。民間資金には、会計士の先生もいらっしゃいますけれども、当然リターンが要ります、利息にしろ配当にしろ、それが要ります。ですから、やはりそういうものがつかない形で考えなきゃ。いや、大阪は銭があるかどうか知りませんよ。じゃ、どうするんだ。私考えたんですよ。これはね、火葬というのは必ず大阪に住んでいれば、九州とか東京に引っ越しゃ要りませんけれども、１回は要るんですよ。こういったことも、もし今後、火葬場を建てかえるかどうかわかりませんけれども、経営の、指定管理にしろ、私は指定管理なんかがいいんじゃないかと思うんですね。というのは火葬場も創意工夫をして、火葬件数は決まっていますから、いわゆる附帯事業をして、そこで少しでも稼いでいくといったような複合的な考え方が必要ではないかと。だからそういうふうにしていろんな事業、特に先ほどありましたら遺体の安置所がないというような、アンケートでご意見もありましたけれども、これからおうちへ帰れない遺体というのが、東京はもう圧倒的に多いんです。大阪はまだコミュニティ性が残

っている部分があると思うんですけれども、これもだんだんなくなります。ですから火葬場に必ず遺体の安置所というのが必要になると思いますんで、その点もぜひご検討いただきたいと。

ちょっと長くなりましたけれども、すみません、これで終わらせていただきます。ありがとうございました。

○槇村座長

ありがとうございました。なかなか聞けないようなお話の設定であったわけでございますけれども、何か、あと10分から15分ぐらい、ご質問の時間をとっておりますので、委員の皆様方から何かお聞きいただければと思いますけれども。

○松島

まとめて皆さんお話いただいてからのほうがいいんじゃないですか。だんだんあと時間がなくなってくとせっかく来てもらって悪いじゃない。おしり決まっているんだから。

○槇村座長

大変何か、みんな余りふだんお聞きできないようなお話。

あと、サービスについて何か。

○松島

サービスはですね、先生からもありましたけれども、それはもう民間のほうがいいに決まっていますよ。役人いないから言いますけれども、それは民間にしたほうが。ただし、先ほど、苦情も、あれは非常に実態をあらわしていると思いますよね。今なかなか職業がないと言うけれども、ちゃんとしたやつはあるんですよ。あぶれているというものの多くはちゃんとしていないから大体あぶれるんです。うちも人を雇っていますけれどもね。だから教育、きょうマナーの先生もお見えのようですけれども、だからそういう委託なり指定管理条件の中で、きちんと教育をすることが大事だと。

もう一点、言いにくいことを言いますけれども、自治体の中で火葬場に配属されるというのは決して名誉なことじゃないわけですよ。いいですか、そんなことを言われるような火葬場には行きませんよね。人間の尊厳の最後のところじゃないですか。だからやはり、そうはいうても、そら企画とか何とか格好いいところいっぱいあるんだから、火葬場に行きたくないというのは、それはサラリーマンとして、仕事をする者として当然といえば当然だと思います。そういう意味からいっても、やはりその仕事に生きがいを持って、プロとしてやろうというような組織にきちんと委託をするほうがいいんではないかというふうに思います。

○槇村座長

よろしいですか、何か。

じゃ、後でまたまとめてお伺いいたしますか。

はい。そしたら、後でまたまとめてお伺いしたいと思います。

それでは、お二人目の斎苑協会の森山様にお願いいたしたいと思います。

○森山

すみません。日本環境斎苑協会、森山と申します。よろしくお願いします。

ちょっとまず私の話に入る前に、実は私、火葬のデータのことでは非常にうるさいというか、何年も続けてずっとデータを整理しているものですから、結構ぱっと覚えているところがありまして、先ほどの政令指定都市の運営経費のところで、余り大きな問題ではないんですが、指定管理者の仙台市の火葬炉の形態ってロストル方式と書いてあるんですが、これ棺台車式の間違いです。結構施設として新しい施設ですので、新しい施設というのは今100％台車式が入っています。ロストル式というのは、施設が古いということがイコールなんです。

それからあと、この経費の問題なんですけれども、私なんかが集計しますと、人件費が占める割合が多いというのは、これは当然のことなんです。いわゆるランニングコストの中で占めるのが多いのは燃料費なんですね。それで今は非常に油が高いです。ですから都市ガスを使っているところと灯油を使っているところでやはり大きな差が出てくると思います。

それからあと、運転の仕方によるんですけれども、私どもの協会で皆さんにご指導申し上げているのは、ダイオキシンの削減対策という意味で、再燃焼炉を火葬が終わるまで消さないでほしいという運転の仕方をご指導申し上げているんですが、これが一向にできなくて、なるべく早く消そうとするんです。そうすると再燃焼炉の温度が保てないから、最終的に火葬の最終段階に燃えるのは血液なんですけれども、血液の中に塩分が非常に多いんです。これがダイオキシンのもとになるんですが、その火葬のころに再燃焼炉がもう切られているというふうな状態が、首都圏の古い火葬炉で結構みえているんですね。ですから、そうすると何が起きるかというと燃料費が少なくて済む。イコール、ランニングコストが余りかからないということにつながっていくんで、ちょっと数字の見方というのは、運転の方法もあわせてご検討いただきたいと思いますし、大阪市にあってはやはり公害対策もきちっととっていただきたいというふうに思います。

ここの数字の中には出ておりませんが、横浜市では、ガスの使用料が通常ですと50立米ぐらいで１体当たり済むんですけれども、70から80立米ぐらい。だから結局最後まで再燃焼炉の温度を高く維持しているというところで、これは仕方がないかなという面があります。そういう

こともありますので、数字のご検討のときにはぜひご注意いただきたいなと。安かろう悪かろうになりかねないと思いますんで。すみません、人の資料を説明させていただきました。

あと、私がお持ちいたしました資料の説明をさせていただきます。

まず今回、どういうスタンスでご説明していいのかというのがあったものですから、ちょっと経営に関することでいろいろ目につく資料を集めてみました。

まず最初に挙げましたのは昭和43年４月５日の、今は厚生労働省ですけれども、厚生省の環境衛生課長通知というところで、墓地、納骨堂又は火葬場の経営の許可の取り扱いについてということなんですけれども、こういうたぐいの通知というのは何度か出ておりますけれども、この通知でよくご説明をさせていただくんですが、この通知の本文の４行目の終わりごろからなんですが、原則として市町村等の地方公共団体でなければならず、これによりがたい事情がある場合であっても、宗教法人、公益法人等に限ることとされてきたところである。これは、墓地等の経営については、その永続性と非営利性が確保されなければならないという趣旨によるものであり、この見解は現時点においても何ら変更されるものではないというところなんですが、今問題になっておりますのは火葬場なんです。ただ、墓地、埋葬法の世界では、墓地と納骨堂と火葬場が要は同じ扱いをされているということですので、何となく墓地の公共性というのは皆さん感覚的におわかりかとは思うんですが、火葬場もやはりそういう同じような位置づけになるというふうにご理解をいただきたい。

ということなんですけれども、最近、火葬場を建設するのに、新しくつくるのに非常に反対を受けると、なかなか簡単にはできないということがあって、民営ではできないかというような問い合わせを私のほうではよく受けます。そのときに、この通知を使ってお答えするんですけれども、結局新たに民営火葬場が許可されることはないということになります。これが最初のご説明でございます。

それから２つ目になります。今度はその裏に行きまして、実は厚労省が平成19年度に調査をいたしまして、その調査データの中に、どういう管理形態で火葬場があるのかというところで、先ほど政令指定都市のことについては市のほうからご報告されたところなんですが、それを私のほうでは都道府県別に全国の火葬場、この場合は1,544が全数になっているんですけれども、そこが直営なのか委託なのか、一部委託、指定管理、それからＰＦＩというところでのものを整理いたしました。それで、直営というのは、ああ、これはいいですね、もう。

それで、ここで委託と一部委託というところを挙げているんですけれども、この一部委託というのは、例えばよくあるのは事務室業務が直営で市の職員の方がいらっしゃると。ほんで炉

前と炉裏の業務については民間に委託しているというような形態が結構あるものですから、それを総称して一部委託というふうな集計にしました。そうしますとちょっとこれ失敗したのはパーセントを書かなかったんですけれども平成18年度末ということになります。それで、1,544に対して直営が842施設、54.5%になります。それから委託が195施設で12.6、一部委託というのが393施設で25.5%、それから指定管理が6.5%、それからＰＦＩが0.3%というふうなことで、この調査の中には東京博善さんのように民営火葬場も含まれておりまして、当然のごとく直営というふうな形にはなっております。それから、後で説明しますけれども、平成23年６月現在で――これは平成19年の調査で18年度末が基準日になっているんですけれども――指定管理は146自治体206施設、それからＰＦＩが９施設という数字になります。これは後で説明いたします。

それから次の資料でございますが、平成22年12月28日の総務省通知でございます。指定管理者制度の運用についてということで、経営に関連するもの、通知ということで、ここにちょっと示させていただきました。指定管理者制度の運用について通知したものでございますが、ここの記の２番目で２という、１ページ目の一番下のところですね、２で、ここを読んでいただきますと、単なる価格競争による入札ではないというようなことを言っておりまして、あと６番のところで、指定管理者において労働法令の遵守や雇用・労働条件への適切な配慮がなされるようにというふうに言っておりまして、とかく価格競争になりがちな指定管理者の選定作業、これに対して警鐘を鳴らしているというふうに私としては読み取っております。

私がおります日本環境斎苑協会は会員に支えられておるんですけれども、自治体会員と、それから火葬炉メーカー会員、それから一般企業会員ということで、火葬場の管理業者や指定管理者も私どもの会員におります。それで、自治体会員というのは正直言って余り多くありませんけれども、私どものやっている業務の中に火葬技術管理士という資格を与える研修会をやっているんですが、そこには実際火葬をやっている方がいらっしゃるものですから、いろいろ業務の中で業者や火葬を実際やっている火葬従事者の声を聞く機会が非常にあるんですけれども、最近の指定管理者というか、あと委託ですね、これを何とか受けるがために低価格になると。これは市にとってはいいかもしれませんが、私なんか実際働いている方から話を聞くと、そのしわ寄せが実際に働く人たちの待遇面にあらわれていると、非常に最近は厳しいということもよく聞く話です。ちょっとそういうこともご配慮をいただければと思います。

それから次の資料でございますが、指定管理者制度と管理委託、業務委託の相違というところでございます。私どものほうでは毎年、火葬場の指定管理者セミナーというのをやっており

まして、そのテキストからその一部を引用いたしました。指定管理者を主体的にまとめてありますんで、指定管理者制度と管理委託と業務委託、これらの違う点を３点ほどここの文章にあらわしておりまして、あと、次のページにわかりやすく図とあと表にまとめております。

それで、それをざっと説明いたしますと、相違する３点というところですが、指定管理者を中心においての比較をしておりますけれども、１点目といたしましては、自治体と指定管理者の関係は指定行為であって、委託が契約関係であったこととは異なっていて、指定管理者の指定ということは議会の議決事項となるというところが１点でございます。それから２点目としましては、それまでが自治体の出資法人等に限定しての管理委託であったのに対して、民間事業者等を含む法人その他の団体に管理を行わせることができるように、対象範囲を大幅に広げたということでございます。それから３点目としては、指定管理者の権限で使用許可権限を付与したということでございまして、その３点が異なっているというふうに表現をいたしております。

それから次の資料に行きます。次の資料は全国の火葬場リストという題名で、括弧で民営火葬場というふうに書いておりまして、実際に東京博善さんのように民営の火葬場というのはまだ現実には残っております。新たに許可はされませんが、既にこういうふうに業をなされている方というのはいらっしゃいます。平成24年の２月現在というところで、全国の民営火葬場をまとめましたところ10企業15施設ということでございまして、ほとんどが東京周辺にあるというふうに思っていただければと思います。埼玉県に１施設、それから東京都区内に７施設、東京博善さんがそのうちの６施設ということです。それからあとは東京都の多摩地区に１施設、それから横浜市に１施設と、それから神奈川県の逗子にも１施設あるということで、東京周辺に非常に多くなっています。それから大阪市にも津守斎場というのがあります。先ほどの通知の話で、現在新たに民営火葬場が許可されるということはないということでございます。

それから資料の説明、最後になりますが、指定管理者制度を昨年の６月現在ということで調べたものがございます。先ほども言いますように指定管理者セミナーというのを、講習会をやっているものですから、実際これだけ導入されていますというところを皆さんに示すということでやっておりまして、このデータについてはホームページのほうで公開させていただいております。

それで、これは個別に北海道からずっと九州まで、こういうものに興味がある方からすれば相当あるんですが、指定管理者の会社の名前、残念ながらどんな業種かというのはちょっと載っておりませんが、ぱっとごらんになっていただきたいのは、一概に火葬に縁があるからやっ

ているというわけではありません。先ほどもちょっとお話に出ていたんですけれども、ビル管理会社、これは当然のごとくやっています。それからあとは、うちの会員さんにもいるんですけれども、火葬場の委託を受けるのを専門にしている業者、これは結構多いですね。あとは炉メーカーが、よく市の方から聞くんですけれども、こういう管理って炉メーカーしかできないんじゃないかというふうにおっしゃられる方がいるんです。それはとんでもない幻想で、だれでもやると。ただ、炉メーカーがなかなか親切に炉の使い方を教えてくれないのでやりにくさはあるんですが、何とかやっているところが多いですね。ですから非常に価格競争になりやすいという面があります。

全国的に数字としてまとめたのはその５の一番下のところにあります。火葬場への指定管理者制度導入実績の集計ということで、昨年の６月時点で導入しています自治体というのは東京都で瑞江葬儀所というのが１件あります。これは唯一都道府県が管理しているものでございますけれども、これが１件と、あと市町村が132自治体の190施設、それから一部事務組合が13組合の15施設ということで、合計すると146自治体で206施設ということになっています。それで、いつ導入したかということでございますが、この背景は地方自治法が平成15年９月に改正され、施行しておりますんで、そこから準備期間として、平成16年４月というのが一番最初でございます。最初に入れたのは、先ほども出ておりましたが仙台市と川崎市、これが最初でございまして、大体数字でまとめてみますと平成19年度までに60％以上の自治体で導入されて、その後は徐々にというか、大体毎年20施設ぐらいずつ新たに導入しているというふうなことで、若干落ちつきぎみなんですが、これも自治体の収入とか、そういう状況にもよりますんで、なるべく経費を下げようと思うと、導入を検討される自治体というのは徐々に徐々にふえているということは言えると思います。

あと、契約期間でございますが、大体最初に導入したときは３年とか様子見なんですね。３年ぐらいが多いんですけれども、２度目、更新するときには５年になっているというパターンが多くて、この時点では５年以上のところが半分ぐらいを占めているというふうな数字になります。ただ、ここの中で倉敷市だけがちょっと変わっておりまして、５年間はとりあえずの契約はすると。その先５年については更新制をとっているというところで、私もちょっとこういうのは余り詳しくありませんが、市の担当の方と話をすると、順調にやっていれば今から10年はお願いをしたようなものだというようなことで、こういう長い契約期間というのもあらわれてきていると。まだ倉敷市だけでございます。

その次のページがＰＦＩでございます。ＰＦＩにつきましては、今全国で９施設、資料にあ

りますのが、全部動き出しました。最後が、大阪府の泉佐野が、たしか先日動き出したと思いますんで、一応ここに挙げているものはすべて動いております。廃棄物の施設とかそういうのに比べると、ＰＦＩというのはなかなか導入事例は少ないんですが、やはり運営の形態を考えられる上では１つの方法かなというふうには思います。ここで見ますと大体が20年ぐらいをめどに考えていくんですけれども、なかなか難しいのは、火葬料金は既存の料金があって、ＰＦＩをやっていくためには火葬料金を収入にしなくちゃいけないし、ほかの料金で収入を得ていかないとＰＦＩ会社もやっていけないわけですね。そのときには、じゃ火葬料金を、ＰＦＩを導入したから上げるのかということになるんですが、なかなか火葬料金を上げるというのは簡単なことではないので、既存の料金はそのままにしてということになるんですが、例えば宇都宮市なんかの話を聞いてみると、例えば式場の使用料とか、宇都宮の場合は火葬場の中に式場がありますんで、そういう付随する使用料をぐっと上げると、何かそれで収入を補っているんじゃないかなというふうに思いました。

以上でございます。

○槇村座長

ありがとうございました。

日本環境斎苑協会のほうにいろいろ資料をいただきまして、それでご説明いただきましたけれども、皆さん方のほうで何かご質問ございましたらお願いしたいと思います。

○長瀬委員

まとめてじゃなくていいんですか。

○槇村座長

今でもよろしいですか。

○森山氏

いいですよ。

○槇村座長

はい、じゃ。また後でも全体でやりますので。

○長瀬委員

よろしいですか。

○槇村座長

はい。

○長瀬委員

先ほど市からいただいた資料には、指定管理者制度の分と直営との違いというのがちょっとはっきりわからないというか、単純には比較できない状態だと思うんですね。森山さんのほうで分析された結果として、何かその、指定管理者制度を導入したところの傾向というか、全体的な傾向としてどうだと、ＰＦＩはどうだと、直営はどうだというようなところの資料とか情報というのは何かお持ちなんでしょうか。

○森山氏

以前からよく聞かれる話なんですが、なかなかそれぞれの事情があって非常に難しいところなんですよね。さっきの資料からもあるように、委託から指定管理者に大体は移行していくんですよね。だけど、中に指定管理者からまた委託に戻る例があるんですよ。やっぱりそれぞれの事情で、あとは、条例をつくって指定管理者制度をいつでもやれるという状態にはしてあるんだけれども、いつまでたっても指定管理者をやらないという市も幾つもあるんですよ。だから、その事情なんかも聞いていくと、一概に指定管理者ってそういいものではないんじゃないのかなとは思われるんですよね。

先ほどから言いますように、働いている人の話を聞くと、私は決して指定管理者ってお勧めできないなとは思います。働いている人の、どんどん待遇が悪くなっています。じゃ委託はどうかといったら、委託も同じなんですよね。今は世の中の事情が悪いので、それでも働こうという人は結構あるんですよね。そのとき、極端なこと言うと、うちの資格をとってこいと、自費でとってこいという会社もあるんです。それで諸事情でやめるときに、だからいろんなものを引かれてという話にもなって、うちの資格をとるときに、自費ならまだいいんですけれども、例えば会社の金でとったとした。やめると言ったら最後の給料からその料金を引いちゃうんですよね。そうすると、何か自分の生活もほとんどできないほどの給料しか残らないというような、それが当たり前のようにしてやられているんで、いいような悪いような、何とも答えようがないんですけれどもね、すみません。

○槇村座長

それぞれのケースでね、先ほどの話と一緒で、いろんな条件が違うので一概にはということでございますけれども、逆にいい場合とかもありますか。

○森山氏

いい場合は、これがいいと言っていいかどうかわからないんですけれども、先ほどの指定管理者のところに、大体中に幾つか非公募があるんですよね。非公募というのは当然、第三セクターとか、そういう決まりきったところへ出すんですね。そうすると、待遇面からすると何ら

変わりなくやられるわけです。市からすると経費としては余り変わらずに動いていけますから、だからなぜその制度を入れるのかなという感じはするんですが、サービスとかそういう面では、直営でやっているときよりは必ずよくなりますよね。当然、指定管理、委託というのは、直営が悪いとは言いませんが、直営よりは断然サービスはよくなりますよ。これは必ず言えると思います。だから、安い投資でいいサービスを得ようと思えばそうかもしれないですけれどもね。なかなか難しいですね。難しい難しいと言っちゃうんですけれども。

○槇村座長

どうぞ、ほかの皆さんから。

はい、どうぞ。

○脇田委員

先ほど指定管理者の部分で、導入する自治体が徐々に徐々にふえているということだったんですが、逆にそこに参入する企業というのはやはりふえてきていると実感としてお持ちでしょうか。

○森山氏

最近は全国展開をする会社が出てきておりますんで、全国展開というかなかなか、大阪市もそうであるかもしれませんが、地元企業を優先するんですね。地方に行けば行くほどそうなんですけれども。そうすると、じゃ全国展開をしている会社はどうするかというと、地元の何かの会社とＪＶを組むというような形になっておりますね。だから全国展開ができると。全国展開のが１社あります。それから関西を主体にして手広くやっていらっしゃる会社もあるという、結構最近は、だから地元優先と言いながら地元でない、それで価格競争をするというようなところがあります。

それからあとはどんな業種かというのは、見ていただくとあれなんですけれども、例えば明らかに運送会社だなというような名前のところが火葬に乗り出していると。

○槇村座長

運送会社。

○森山氏

ええ。これは私も市の担当と話したんですけれども、何でそういうやったこともなさそうなのに頼むのかというと、地元優先の弊害なんですね。地元にそういう業者がいないから頼むんだと。私どもの会員になったから余り悪くは言えないんですが、私んところへ来て勉強したいと。何を勉強するんですかと。いや、火葬炉の運転ですよと。やったこともないのに指定管理

者をやるんですかというような、こういう話になるんで、何でもありなんですね。だから、こういうところは余りお勧めはできないんですけれども。

○槇村座長

一般的な、でも指定管理だったら、実績みたいな過去のそういうのが書いてあるところが多いような気がするんですが。

○森山氏

だから大阪市なんかはその心配はないんでしょうけれども、地方の都市に行くとそんなことをやる業者もいない都市が結構あるんですよ。だからこれを見ていただくと、何でこんな会社がやっているんだろうというのが結構あります。

○槇村座長

さっき一体的な運営とおっしゃっていますね、火葬とそれから葬祭場ですか、葬儀場とか。これは、そういうのがよくわからないんですけれども、大体そういうのがついているのが多いんですかね。この資料だけではちょっとわからないんです。

○森山氏

この資料に、導入実績のところに、真ん中のところに人体炉数というのがあって、これは火葬炉の数なんですよ。それからその隣に式場室数というのがあります。これが、式場があるところはここに数字が入っていると。全国の1,500ある施設のうちの大体２割ぐらいは、こういう何らかの葬祭の式場がついているんですね。

○槇村座長

ということは経営的には、いったら火葬場と葬儀場というのは別々じゃなくて、経営的には一体的にされていると。

○森山氏

一体的なほうが運営がやりやすいと思うんですよ。火葬場の管理だけではもうからないですから、ええ。だからＰＦＩのときにはできるだけ式場をつけたがるんですよね。大体、料金的には、皆さんも感覚的にわかるでしょう、葬式って高いんですよね。高い中に火葬料金が数万入っていてもほとんどわからないと思いますよね。だからこれが数万あって、例えば１万と２万違ってもわからないですよ。だけど式場というのはもっと違いますよね。大体最低でも市がやっていても二、三十万はとっているはずなんですね。やっぱりそこを、ＰＦＩを導入したときには、30万を40万にされても、なかなか感覚的にはね。恐らく全体の総額が、だって200万とかそれぐらい取られるとすれば、そこの中に10万上がってもほとんどどさくさに紛れて持っ

ていかれるようなものですね。だからどうしてもＰＦＩのときには式場をつけたがります。だから式場がないと、逆に言えば式場がないところで、今はできていて、それをＰＦＩにしようと思うと、それは無理だと思いますね。

○槇村座長

ということでございますが、ほかによろしいでしょうか。

そしたら、ありがとうございます。後ほどいろいろ教えていただくかもしれません。

○森山氏

どうもありがとうございました。

○槇村座長

それではちょっと最後になりましたけれども、東京博善株式会社の施設本部の副本部長の川田様によろしくお願いいたします。

以下、東京博善株式会社部分については非公開

○槇村座長

それで、今までは非公開ということで、一応これで会議に戻しますけれども、きょうはいろいろ委員の方々からご意見いただきましたし、また、きょういろんなお三人の団体の方々からも、お迎えしていろんなお話をお聞きいたしまして、運営形態全般についていろいろとまたご質問等をいただいたわけでございます。

今後、以前にお聞きしておりましたところ、本会議は９月まで最終意見を取りまとめていくということなっておりますので、きょうのご意見をもとに、また６月ごろぐらいには大阪市の各政策事業に関する方針なり方向性が示されると聞いておりますので、きょうのご意見をもとにしていただきまして、次回の会議において中間意見を出してまいりたいと考えております。

きょうの第４回の斎場運営検討会議というのはこれで終了させていただきたいと思います。本日は大変ありがとうございました。

○金箱課長

槇村先生、それから本当にお忙しい中、松島先生、森山先生、川田先生、ありがとうございました。委員の皆様にも長時間のご審議ありがとうございました。

本日の会議録資料につきまして、今後早急につくりまして、また委員の皆様にはご確認いただくことになりますので、よろしくお願いします。確認のほう、いろいろお忙しい中ですけれども、よろしくお願いしたいと思います。

先ほど槇村座長のほうからもお話ありましたように、今後そういった形で最終意見を取りまとめる前に、次回日程は、事務局のほうから日程調整させていただきますが、５月中に一度この会議を開催させていただいて、そこで方向性なりを議論いただきたいなと。そこで中間的なまとめをして、その後９月に向けて意見集約という形を考えていきたいと思いますので、よろしくお願いしたいと思います。

本当にお忙しい中、きょうはご参加いただきまして、ありがとうございました。これをもちまして、閉会とさせていただきます。ありがとうございました。

第４回　斎場運営形態検討会議

開催日時：平成 24 年 4 月 12 日（木）
午後 2 時 00 分～午後 4 時 00 分（予定）
開催場所：あべのルシアス 12 階　環境局　第 1 会議室

議事次第

1．　開　　会

2．　議　　事
・主な政令指定都市の斎場運営状況について
・斎場運営にかかるアンケート集計結果について
・各種団体等からの意見聴取

3．　その他

4．　閉　　会

第4回　斎場運営形態検討会議

資料

主な政令指定都市の斎場運営経費比較　NO 1

【 直 営 】

（単位：千円）

都市名	火葬場数	火葬炉数	所要時間	火葬炉の形態	収骨方法	平成22年度火葬件数	平成22年度決算額	内訳		1炉あたり経費	1件あたり経費	備考
								人件費	物件費			
大阪市	5	72	2時間30分程度	棺台車式	炉前	29,004	1,058,387	459,518	598,869	14,700	36	平成23年10月より小林・佃斎場について、火葬業務を民間委託により実施。
名古屋市	1	46	2時間程度	棺台車式	炉前	21,600	565,669	207,398	358,271	12,297	26	
京都市	1	25	1時間程度	ロストル方式	収骨室	15,302	413,511	156,507	257,004	16,540	27	

【 直 営 ・ 業 務 委 託 】

（単位：千円）

都市名	契約方法	火葬場数	火葬炉数	所要時間	火葬炉の形態	収骨方法	平成22年度火葬件数	平成22年度決算額	内訳		1炉あたり経費	1件あたり経費	備考
									人件費	物件費			
札幌市	指名競争入札	1	30	2時間程度	棺台車式	収骨室	8,705	326,000	92,400	233,600	10,867	37	

※ 大阪市環境局調べ

主な政令指定都市の斎場運営経費比較　NO 2

【 指 定 管 理 者 】

（単位:千円）

都市名	契約方法	火葬場数	火葬炉数	所要時間	火葬炉の形態	収骨方法	平成22年度火葬件数	平成22年度決算額	内訳		1炉あたり経費	1件あたり経費	備考
									人件費	物件費			
仙台市	非公募	1	20	1時間40分程度	ロストル方式	収骨室	7,718	257,441	（人件費・物件費含む）		12,872	33	
川崎市	公募	2	28	2時間程度	ロストル方式 ・ 棺台車式	収骨室	10,412	355,196	（人件費・物件費含む）		12,686	34	
広島市	公募	4	20	1時間30分程度	棺台車式	収骨室 ・ 炉前	10,005	258,126	（人件費・物件費含む）		12,906	26	
福岡市	非公募	1	25	2時間程度	棺台車式	収骨室	9,049	354,398	（人件費・物件費含む）		14,176	39	

※ 大阪市環境局調べ

・ 主な政令指定都市と比較するにあたっては、施設面積、敷地面積、付帯設備等が異なり、比較条件が一律ではない。

・ 経費比較において、物件費には火葬設備などの改修経費が含まれているため、年度によって変動する。

本市斎場運営にかかる葬祭業者あてアンケート調査の概要

1．目　　的	日々斎場を利用にあたってのご意見、感想を聴取するとともに、今後の斎場事業運営にかかるご意見を聴取し、斎場運営形態検討会議においての検討資料として用いる。
2．対 象 者	斎場利用者アンケート調査実施期間中に、本市斎場を利用した葬祭業者を対象に、アンケートを実施する。
3．実施期間	平成２４年１月24日発送　　回答期限　　平成２４年2月20日
4．配布方法	斎場利用者アンケート調査実施期間中に、本市斎場を利用した葬祭業者を対象に、アンケート用紙を会社あてに郵送し、回答依頼をおこなう。＜回答については、無記名とする。＞
5．回収方法	料金受取人払郵便を利用し、封書にて回収する。
6．発送件数	２２５社
7．回答件数	８９社

大阪市立斎場運営にかかるアンケート調査結果

①平成23年10月より、小林・佃斎場の火葬業務を民間委託しておりますが、
民間委託実施前と実施後で良くなった点、また悪くなった点はありますか。

良くなった点がある	悪くなった点がある	どちらもある	変わらない	無回答	回答数
34	8	6	21	20	89
38.2%	9.0%	6.7%	23.6%	22.5%	

②火葬業務を民間委託された場合、期待する点また懸念される点はありますか。

期待する点がある	懸念される点がある	どちらもある	特にない	無回答	回答数
24	15	5	41	4	89
27.0%	16.9%	5.6%	46.1%	4.5%	

③斎場の施設面で、混雑時に不便を感じられることはありますか。

ある	ない	わからない	無回答	回答数
21	47	15	6	89
23.6%	52.8%	16.9%	6.7%	

④大阪市と他都市を比較して、本市が優れている点ありますか。

ある	ない	わからない	無回答	回答数
28	26	30	5	89
31.5%	29.2%	33.7%	5.6%	

⑤大阪市と他都市を比較して、本市が改善すべき点またサービスが不足している点は
ありますか。

ある	ない	わからない	無回答	回答数
32	25	29	3	89
36.0%	28.1%	32.6%	3.4%	

⑥斎場利用予約・申請手続き・使用料の支払い等のし易さはいかがですか。

非常に満足	満足	どちらでもない	やや不満	不満	無回答	回答数
3	25	21	18	19	3	89
3.4%	28.1%	23.6%	20.2%	21.3%	3.4%	

⑦平成22年6月1日以降、
本市職員又は委託業者より心付けを求められたことはありますか。

ある	ない	無回答	回答数
0	58	31	89
0.0%	65.2%	34.8%	

⑧平成22年6月1日以降、
本市職員又は委託業者へ心付けを渡したことはありますか。

ある	ない	無回答	回答数
0	58	31	89
0.0%	65.2%	34.8%	

⑨本市斎場につきまして、ご意見・ご感想等お気づきの点が
ございましたら、お聞かせください。

斎場利用者アンケート期間（平成23年11月25日から同12月24日）に
本市斎場を利用した葬祭業者　225社にアンケートを郵送。
結果については、本市に到着した８９通の回答を集計。

大阪市立斎場運営にかかるアンケート結果　葬祭業者よりご意見（抜粋）

① 平成23年10月より、小林・佃斎場の火葬業務を民間委託しておりますが、 民間委託実施前と実施後で良くなった点、また悪くなった点はありますか。

○良くなった点	○悪くなった点
・お客様に対して対応が良くなった。 ・服装が良くなった。 ・掃除が行き届いている良くなった。	・収骨に係る時間が丁寧すぎて時間がかかり、長くなった。 ・段取りが悪いと感じた。 ・社員の研修をもっとすること。

② 火葬業務を民間委託された場合、期待する点また懸念される点はありますか。

○期待する点	○懸念される点
・利用者に対する接遇の質等サービスの向上があると思う。 ・葬儀社とクリーンな関係を期待する。	・これまでどおり、市職員のように民間でも同じサービスを受けられるのか。 ・特定業者との癒着による寸志の復活。 ・個人情報の管理 ・委託業者の契約満了に伴う交代時の引継などスムーズな対応。

③ 斎場の施設面で、混雑時に不便を感じられることはありますか。

・北斎場での移動に時間がかかる。（地下駐車場・１階・２階）

・待合室が狭い。

・入場のときに他の業者と同じ時間に入場した場合は、火葬炉の間隔をあけてほしい。

④　大阪市と他都市を比較して、本市が優れている点ありますか。

・職員の対応の良さ、案内等の丁重さが優れていると感じる。
・施設が利用しやすい。
・各斎場全体的に清掃が行き届いていると思う。

⑤　大阪市と他都市を比較して、本市が改善すべき点またサービスが不足している点はありますか。

・トイレなどのリフォーム、火葬炉のサイズを大きくしてほしい。
・ご遺体を安置する場所がないので、安置する施設があればいいと思う。
・「告別室」・「収骨室」があればいいと思う。
・お骨上げまでの時間をもう少し早くしてほしい。
・各斎場に葬儀のできる式場を増やしてほしい。
・火葬炉の補修工事を冬季に行っていること。

⑥　斎場利用予約・申請手続き・使用料の支払い等のし易さはいかがですか。

・死亡が推定の場合、時分を入力しなければならないが死亡診断書の発行が遅くなるので、後で変更できる方がいいと思う。
・火葬許可証はＦＡＸで十分確認出来、原本は入場時に提出したらいいと思う。
・火葬料の領収書のレシートが小さすぎると思う。
・他市のように役所手続きの際に火葬料金を納めれるようにしてほしい。

⑦　市立斎場につきまして、ご意見・ご感想等お気づきの点がございましたら、お聞かせください。

・特にトイレ回りは、もっときれいにした方がいいと思う。
・心付けの事があって以降、職員の方が規律正しくなったように感じる。
・瓜破斎場に関しては、非常に良くなりました。（対応、案内、事務所対応等）他の斎場も瓜破のようになればいいと思います。

大阪市立斎場運営にかかるアンケート

該当する項目に、○印をご記入ください。

①平成23年10月より、小林・佃斎場の火葬業務を民間委託しておりますが、
民間委託実施前と実施後で良くなった点、また悪くなった点はありますか。

良くなった点がある　悪くなった点がある　変わらない

「良くなった点がある」とお答えの場合、具体的にお聞かせください。

「悪くなった点がある」とお答えの場合、具体的にお聞かせください。

②火葬業務を民間委託された場合、期待する点また懸念される点はありますか。

期待する点がある　懸念される点がある　特にない

「期待する点がある」とお答えの場合、具体的にお聞かせください。

「懸念される点がある」とお答えの場合、具体的にお聞かせください。

③斎場の施設面で、混雑時に不便を感じられることはありますか。

ある　ない　わからない

「ある」とお答えの場合、その理由をお聞かせください。

④大阪市と他都市を比較して、本市が優れている点ありますか。

ある　ない　わからない

「ある」とお答えの場合、その理由をお聞かせください。

⑤大阪市と他都市を比較して、本市が改善すべき点またサービスが不足している点は
ありますか。

ある　ない　わからない

「ある」とお答えの場合、その理由をお聞かせください。

⑥斎場利用予約・申請手続き・使用料の支払い等のし易さはいかがですか。

非常に満足　満足　どちらでもない　やや不満　不満

「やや不満」「不満」とお答えの場合、その理由をお聞かせください。

⑦平成22年6月1日以降、
本市職員又は委託業者より心付けを求められたことはありますか。

ある　ない

「ある」とお答えの場合、具体的にをお聞かせください。

⑧平成22年6月1日以降、
本市職員又は委託業者へ心付けを渡したことはありますか。

ある　ない

「ある」とお答えの場合、具体的にをお聞かせください。

⑨本市斎場につきまして、ご意見・ご感想等お気づきの点がございましたら、
お聞かせください。

ご協力ありがとうございました。

生前契約

定　款

りすシステム定款PDF

特定非営利活動法人りすシステム定款

平成21年1月20日 変更
平成21年5月14日 認証

第1章 総則

（名称）
第1条 この法人は、特定非営利活動法人りすシステムという。
（事務所）
第2条 この法人の主たる事務所を東京都豊島区巣鴨5丁目35番37号に置く。
2 この法人は、前項のほか、従たる事務所を以下に置く
(1) 東京都千代田区九段北1丁目9番5－1206号
(2) 大阪府大阪市北区南森町2丁目3番27－701号
(3) 宮城県仙台市宮城野区榴岡1丁目6番25－507号
(4) 愛知県名古屋市中村区名駅3丁目13番28－1202号
(5) 福岡県福岡市中央区赤坂1丁目7番5－301号
(6) 広島県広島市東区光町1丁目11番5－717号
(7) 愛媛県松山市大街道3丁目5番4－303号
(8) 大分県大分市長浜町3丁目15番19－8号
(9) 北海道札幌市北区北二十四条西3丁目22番地 6階C号室
（目的）
第3条 この法人は、21世紀という時代は母なる地球、そこに生存する人類一人一人が共生できる新たな社会システムの構築が必要であるとの共通認識のもとに、「人間の尊厳」・「生き方の自由」・「死の自己責任化」を基本理念とした「生前契約文化」の普及・発展を通じて、国民の保健・福祉・文化の増進に寄与することを目的とする。
（特定非営利活動の種類）
第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。
(1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
(2) 環境の保全を図る活動
(3) 特定非営利活動促進法（以下「法」という）第2条別表に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動
（事業の種類）
第5条 この法人は第3条の目的達成のため次の事業を行う。
(1) 特定非営利活動に係る事業
①生前契約に関する啓蒙普及事業
②死後事務契約（祭祀主宰を含む）の受託事業
③生前事務契約（療養看護、身上監護、財産管理等生活支援）の受託事業
④任意後見契約の受託並びに成年後見人等の受託事業
⑤生前契約に係る遺言に関する事業
⑥目的達成に必要な人材育成並びに出版に関する事業
⑦葬送環境科学研究所の設置に関する事業
⑧地球にやさしい葬法（エコ・メモリアル・システム）の調査研究、開発、啓蒙普及事業
⑨「葬送110番」の設置等葬送に関する相談、支援事業
⑩「生活支援テレフォン」の設置等生活支援に関する相談事業
⑪生前契約利用者に対する支援事業
⑫この法人と同じ目的をもつ特定非営利活動法人の設立、運営、支援に関する事業

第2章 会員

（種別）
第6条 この法人の会員は、次の1種とする。
(1) 会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体
（入会）
第7条 この法人へ会員として入会しようとする者については、この法人の趣旨に賛同する者であれば特に条件は定めない。
2 会員として入会しようとする者は、別に定める入会申込書を代表理事に提出し、代表理事は正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
3 代表理事は、前項の者の入会を認めないときは、速やかに理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。
（入会金及び会費）
第8条 会員は、総会に於いて別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。
（会員の資格の喪失）
第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。
(1) 退会届の提出をしたとき。
(2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
(3) 継続して3年以上会費を滞納したとき。
(4) 除名されたとき。
（退会）
第10条 会員は、代表理事が別に定める退会届を代表理事に提出して、任意に退会することが出来る。
（除名）
第11条 会員が次の各号の1に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することが出来る。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。
(1) この定款等に違反したとき。
(2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
（拠出金品の不返還）
第12条 既納の入会金、会費及びその他の拠出金品は、返還しない。

第3章 役員及び職員

（種別及び定数）
第13条 この法人に次の役員を置く。
1 (1) 理事3人以上。
(2) 監事1人以上3人以内。
2 顧問、相談役若干名を置くことができる。
3 理事のうち1人を代表理事とし、専務理事1人を置くことができる。
（選任等）
第14条 理事及び監事は、総会において選任する。
2 代表理事は理事の互選とし、専務理事は理事の中から代表理事の指名により選任する。
3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が、役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。
（職務）
第15条 代表理事は、この法人を代表し、その業務を総理する。
2 専務理事は理事長の意を体し、業務を遂行し代表理事に事故ある時、代表理事が欠けたときはその職務を代行する。
3 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

4 監事は、次に掲げる職務を行う。
(1)理事の業務執行の状況を監査すること。
(2)この法人の財産の状況を監査すること。
(3)前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
(4)前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。
(5)理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)
第16条 役員の任期は、2年とする。但し再任を妨げない。
2 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行なわなければならない。

(欠員補充)
第17条 理事又は監事の内、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)
第18条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。
(1)心身の故障のため、職務の遂行に耐えないと認められるとき。
(2)職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)
第19条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。
2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、代表理事が別に定める。

(職員)
第20条 この法人に、事務局長その他の職員をおく。
2 職員は、代表理事が任免する。

第4章 総会

(種別)
第21条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)
第22条 総会は、会員をもって構成する。

(権能)
第23条 総会は、以下の事項について議決する。
(1) 定款の変更
(2) 解散
(3) 合併
(4) 事業計画及び収支予算並びにその変更
(5) 事業報告及び収支決算
(6) 役員の選任又は解任、職務及び報酬
(7) 入会金及び会費の額
(8) 借入金(その事業年度内の収入を以て償還する短期借入金を除く。第48条において同じ。)その他新たな義務の負担及び権利の放棄
(9) 事務局の組織及び運営
(10)その他運営に関する重要事項

(開催)
第24条 通常総会は、毎事業年度終了後3ヶ月以内に開催する。
2 臨時総会は、次の各号の1に該当する場合に開催する。
(1)理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
(2)会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
(3)第15条第4項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)
第25条 総会は、前条第2項第3号の場合を除き、代表理事が招集する。
2 代表理事は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から10日以内に臨時総会を招集しなければならない。
3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)
第26条 総会の議長は、その総会において、出席した会員の中から選出する。

(定足数)
第27条 総会は、会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)
第28条 総会における議決事項は、第25条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。
2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した会員の過半数をもって決し、可否同数の時は、議長の決するところによる。

(表決権等)
第29条 各会員の表決権は、平等なるものとする。
2 やむを得ない理由のため総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の会員を代理人として表決を委任することができる。
3 前項の規定により表決した会員は、前2条及び次条第1項の適用については、総会に出席したものとみなす。
4 総会の議決について、特別の利害関係を有する会員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)
第30条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
(1)日時及び場所
(2)会員総数及び出席者数(書面表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。)
(3)審議事項
(4)議事の経過の概要及び議決の結果
(5)議事録署名人の選任に関する事項
2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。

第5章 理事会

(構成)
第31条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)
第32条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。
(1)総会に付議すべき事項
(2)総会の議決した事項の執行に関する事項
(3)その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)
第33条 理事会は、次の各号の1に該当する場合に開催する。
(1)代表理事が必要と認めたとき。
(2)理事総数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
(3)第15条第4項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)
第34条 理事会は、代表理事が招集する。

2 代表理事は、前条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から7日以内に理事会を招集しなければならない。
3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも3日前までに通知しなければならない。
(議長)
第35条 理事会の議長は、代表理事がこれに当たる。
(議決)
第36条 理事会における議決事項は、第34条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。
2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数の時は、議長の決するところによる。
(表決権等)
第37条 各理事の表決権は、平等なるものとする。
2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項に書面をもって表決することができる。
3 前項の規定により表決した理事は、次条第1項の適用については、理事会に出席したものとみなす。
4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。
(議事録)
第38条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
(1)日時及び場所
(2)理事総数、出席者数及び出席者氏名(書面表決者にあっては、その旨を付記すること)
(3)審議事項
(4)議事の経過の概要及び議決の結果
(5)議事録署名人の選任に関する事項
2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。

第6章 資産

(構成)
第39条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。
(1)設立当初の財産目録に記載された資産
(2)入会金及び会費
(3)寄付金品
(4)財産から生じる収入
(5)事業に伴う収入
(6)その他の収入
(管理)
第40条 この法人の資産は、代表理事が管理し、その方法は、総会の議決を経て、代表理事が別に定める。

第7章 会計

(会計の原則)
第41条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。
(事業計画及び予算)
第42条 この法人の事業計画及びこれに伴う収支予算は、代表理事が作成し、総会の議決を経なければならない。
(暫定予算)
第43条 前条の規定に係わらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、代表理事は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収入支出することができる。
2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。
(予備費の設定及び使用)
第44条 予算超過又は予算外の支出に当てるため、予算中に予備費を設けることができる。
2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。
(予算の追加及び更正)
第45条 予算作成後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。
(事業報告及び決算)
第46条 この法人の事業報告書、収支計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、代表理事が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。
2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。
(事業年度)
第47条 この法人の事業年度は、毎年7月1日に始まり翌年6月30日に終わる。
(臨機の措置)
第48条 予算を以て定めるもののほか、借入金の借り入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)
第49条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する軽微な事項を除いて所轄庁の認証を得なければならない。
(解散)
第50条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。
(1)総会の決議
(2)目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
(3)会員の欠亡
(4)合併
(5)破産
(6)所轄庁による設立の認証の取り消し
2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。
3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。
(残余財産の帰属)
第51条 この法人が解散(合併又は破産による解散を除く)したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、特定非営利活動法人日本生前契約等決済機構に譲渡するものとする。
(合併)
第52条 この法人が合併しようとするときは、総会において会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 公告の方法

(公告の方法)
第53条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。

第10章 雑則

(細則)
第54条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、代表理事がこれを定める。

附則
1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

代表理事　松島　如戒
理　事　黒澤　淑子
　同　森　妙子
監　事　宇佐美さち子

3 この法人の設立当初の役員の任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、成立の日から平成13年6月30日までとする。
4 この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第42条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。
5 この法人の設立当初の事業年度は、第47条の規定にかかわらず、成立の日から平成13年6月30日までとする。
6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

(1) 会員

① 入会金　10,000円
② 年会費　1,000円

ページの最初に戻ります

ご入会のおすすめ

▼火葬場の近代化と教育研修の推進▲

NPO法人日本環境斎苑協会

JAPAN SOCIETY OF ENVIRONMENTAL CREMATORY

ＮＰＯ法人日本環境斎苑協会の歩み

「火葬場の近代化：施設の近代化・人の近代化・教育研修の推進」を標榜して昭和47年12月13日に設立（(財)日本環境衛生センター内）された日本環境斎苑協会は、長年にわたる公益事業の実績並びに阪神淡路大震災の際、広域火葬の実現に情報提供等により行政協力したことが評価され、平成7年6月に厚生大臣認可により社団法人日本環境斎苑協会となりました。平成10年4月には一時、任意団体となりましたが、従前どおり公益事業を継続してまいりました。
さらに平成15年9月12日からは特定非営利活動法人（ＮＰＯ）日本環境斎苑協会となり現在に至っております。

斎苑とは：国語大辞典によると、斎苑の斎（いつ）くとは、敬って、大切にすること。苑（えん）とは、学問や芸術の集まるところ。したがって、環境斎苑とは環境の調和・保全を重視した施設、遺体を敬い大切に扱う場として高度技術を集約した近代的火葬場をいいます。

1 当会の事業目的

火葬場の近代化とその運営管理の適正化を推進するための必要な調査研究、情報提供、教育研修、相談指導等の事業を行うとともに、災害時における遺体の火葬について必要な協力を地方公共団体に対して行い、もって生活環境の保全と国民の福祉の増進に寄与することを目的とします。

2 当会の事業

(1) 火葬場に関する調査研究・情報提供事業

① 火葬場実態調査、火葬場の建設・維持管理マニュアルの作成・改訂、火葬場の近代化：施設・人・運営管理の近代化の研究
② 実態調査結果に関する情報や必要事項の提供。また機関誌・指導書の発行、火葬に関する知識技術の関係資料を作成、配布等

(2) 火葬場に関する研修会、研究会、セミナーの開催

① 厚生労働省後援『火葬場管理者研修会』(3日間)を1970年から開講、1990年から当会が実施
② 『全国火葬情報交換会』(1日間)を1981年から開催、(財)日本環境衛生センター主催「生活と環境全国大会」と併催
③ 『火葬場指定管理者セミナー』(1日間)を2005年から開催

(3) 通信教育の開催

火葬技術管理士通信教育[2級、1級]を2003年から開講【通信・添削3ヶ月、面接授業1ヶ月】

(4) 出版事業

指導書の発行　①火葬場の建設・維持管理マニュアル、②火葬概論、③火葬問題Q&A

(5) 火葬行政担当職員、火葬従事職員等に対する表彰（毎年）

◎ 環境施設功労賞：自治体の火葬行政担当職員で、火葬場近代化推進の貢献者
◎ 環境施設貢献賞：会員企業の幹部役職員で、火葬関係事業推進の貢献者
◎ 環境施設改善賞：火葬場施設に関する業務上の考案、改善をした者
◎ 環境施設論文賞：機関誌等に優れた報文等の発表者
◎ 協会感謝状：自治体、会員企業等の火葬業務永年従事者
1981年から実施（延937名：平成22年度まで）

(6) 火葬場設備の状況調査、機能調査

施設の稼働実績、設備の状況、機能の状況を把握し、改善点を指摘するとともに、改善方法を提案し、今後の施設の適正な運営のための資料となる調査を行います。

(7) 火葬施設の整備に係る基本計画策定調査

火葬施設の整備（建設、改修）計画のスタートとして、施設整備の基本方針、計画施設の基本的条件を検討・提案し、今後の施設整備計画の資料となる調査を行います。

(8) 火葬場の建設又は維持管理に関する技術相談、指導

火葬場の建設又は維持管理に関する技術上の相談、指導を行います。

(9) 災害時における遺体の火葬に関する協力

厚生労働省、都道府県、市町村に対して広域火葬の円滑化を図るため情報の収集、提供を行い、また、会員自治体への火葬応援協力隊の編成、派遣を行います。

(10) その他の事業

当会は国際火葬連合（国連承認）の会員であり、又、1972年以降イギリス火葬協会と情報交流し、世界の火葬統計を毎年、機関誌「環境斎苑」で発表しています。

3 調査・研究実績

(1) 全国火葬場施設整備・維持管理状況実態調査の実績
(1973年、1978年、1988年、1993年、1995年、2003年)
(2) 厚生科学研究事業費補助金(厚生省所管)による研究実績
(1) 1978年 火葬場の施設基準に関する研究
(2) 1988年 火葬場の構造指針、維持管理指針の策定に関する研究
(3) 1990年 火葬炉設備の選定ガイドラインの作成に関する研究
(4) 1995年 災害時広域火葬に係るデータベース及び計画指針に関する研究
(5) 1996年 大規模災害時広域火葬計画指針の策定(請負事業費による)

4 役　員（平成23年6月1日現在）

理事長	奥村 明雄	(財)日本環境衛生センター理事長、元環境庁自然保護局長
事務局長・理事	泊瀬川 孚	前(財)日本環境衛生センター専任講師、元藤沢市環境部参事
常任理事	二見 喜之	前(財)日本環境衛生センター常務理事、技術士(衛生工学部門)
〃	横田 睦	(公社)全日本墓園協会主任研究員、工学博士
〃	野田頭 佑	元鎌倉市名越クリーンセンター所長
〃	横田 勇	静岡県立大学名誉教授、元厚生省環境衛生局産業廃棄物対策室長
理事	川村 清滋	前(社)日本環境斎苑協会理事、元堺市衛生部副理事
〃	三木 求	和歌山市、元和歌山市斎場長
〃	福田 米文	滋賀県八日市布引ライフ組合布引斎苑所長補佐
監事	本田 健吾	前(社)日本環境斎苑協会監事、税理士、不動産鑑定士
〃	原 四郎	元川崎市下水道局管理部長、技術士(衛生工学部門)
顧問	島崎 昭	前ＮＰＯ法人日本環境斎苑協会理事長
〃	武田 信生	京都大学名誉教授、立命館大学エコ・テクノロジー研究センター長

5 団体会員のメリット

(1)機関誌「環境斎苑」の無料配布
(2)指導書・資料等の無料配布及び割引
① 団体会員には「火葬概論」「火葬炉の建設・維持管理マニュアル」「火葬問題Q＆A」を、個人会員には「火葬問題Q＆A」をそれぞれ入会時に無料配布します。
② また、その後ご購入時には団体会員は10%、個人会員は5%の割引があります。
③ 全国火葬情報交換会資料を無料配布します。
(3)火葬技術管理士通信教育受講料の割引
① 1級コース 70,000円を30%割引の49,000円(2級コース修了者は39,000円)
② 2級コース 50,000円を30%割引の35,000円
（なお、非会員で火葬場管理者研修会の5年以内受講者は10,000円の割引）
(4)火葬場管理者研修会、火葬場事務管理セミナー
① 火葬場管理者研修会の受講料40,000円を、団体会員は15%割引の34,000円、個人会員は10%割引の36,000円

② 火葬場指定管理者セミナーの受講料25,000円を、団体会員は20%割引の20,000円。なお、個人会員の割引はありません。

(5)全国火葬情報交換会(毎年開催)参加費の全額免除

(6)コンサルテーション

① 火葬場の建設指導、運営管理等に関して相談指導が受けられます。
② 火葬炉設備・建物等の状況調査、機能調査、整備に係る基本計画策定の調査料金を割引きします。

※会員の特典はこちらでご確認ください。

6 年会費

正会員		
団体(自 治 体)	年会費	2万円
団体(炉メーカ、実績による3社)	年会費	30万円
団体(その他の炉メーカ)	年会費	20万円
団体(炉メーカ以外)	年会費	10万円
個人	年会費	1万円

◎お問い合わせ・入会のお申し込みは、郵送又はFAXで総務課までお願いいたします。

※入会申込書はこちら→ で印刷できます。

BACK

特定非営利活動法人　日本環境斎苑協会

資　料

(43) 墓地，納骨堂又は火葬場の経営の許可の取扱いについて

（昭和43．4．5環衛第8058号
環境衛生課長から各都道府県，各
指定都市衛生主管部局長あて通知）

近年，株式会社等営利を目的とする法人に対して墓地の経営を許可する事例が見受けられるが，従来，墓地，納骨堂又は火葬場の経営主体については，昭和21年9月3日付け発警第85号内務省警保局長，厚生省衛生局長連名通知及び昭和23年9月13日付け厚生省発衛第9号厚生次官通知により，原則として市町村等の地方公共団体でなければならず，これにより難い事情がある場合であっても宗教法人，公益法人等に限ることとされてきたところである。これは墓地等の経営については，その永続性と非営利性が確保されなければならないという趣旨によるものであり，この見解は現時点においてもなんら変更されているものではない。従って，墓地等の経営の許可にあたっては，今後とも上記通知の趣旨に十分御留意のうえ，処理されたい。

全国火葬場の管理形態(平成19年度厚労省調査)

都道府県	直営	委託	一部委託	指定管理	PFI	空欄	計
北海道	90	32	47	7	1	3	180
青森	32	3	4				39
岩手	14	5	11	3			33
宮城	19		6	1			26
秋田	19	1	8	1			29
山形	7	8	7	3			25
福島	17	2	9				28
茨木	11	3	14	2			30
栃木	7		6				13
群馬	10	1	6	2			19
埼玉	14	1	2	2	1		20
千葉	23		1	6			30
東京	12		13	1			26
神奈川	16		3	3			22
新潟	21	1	13	4			39
富山	13	1	8	1		1	24
石川	8		7				15
福井	6	6	3			1	16
山梨	11		2				13
長野	6	3	17	1			27
岐阜	31	8	10	4			53
静岡	19	5	14				38
愛知	25	1	7	1	1		35
三重	15	12	14	1			42
滋賀	10	1	5				16
京都	12		1	1			14
大阪	32	16	7	1			56
兵庫	26	8	12	5			51
奈良	24	3	10	2			39
和歌山	16	7	7				30
鳥取	4		1	1			6
島根	20	1	2	5			28
岡山	20	2	5	3			30
広島	9	7	33	17	1		67
山口	23	3	11	6			43
徳島	17						17
香川	21	1	9	1			32
愛媛	30	8	7	1		1	47
高知	8	3	2	1			14
福岡	14	15	12	4			45
佐賀	8	6	1				15
長崎	17	2	17	1			37
熊本	20	7	4	1			32
大分	23	2	3	3		3	34
宮崎	3	4	4			1	12
鹿児島	23	4	4	4			35
沖縄	16	2	4				22
	842	195	393	100	4	10	1544

総行経第３８号
平成２２年１２月２８日

各都道府県知事
各指定都市市長
各都道府県議会議長
各指定都市議会議長
殿

総務省自治行政局長

指定管理者制度の運用について

指定管理者制度は、住民の福祉を増進する目的をもってその利用に供するための施設である公の施設について、民間事業者等が有するノウハウを活用することにより、住民サービスの質の向上を図っていくことで、施設の設置の目的を効果的に達成するため、平成１５年９月に設けられたところです。

本制度は、その導入以降、公の施設の管理において、多様化する住民ニーズへの効果的、効率的な対応に寄与してきたところですが、地方公共団体において様々な取組がなされる中で、留意すべき点も明らかになってきたことから、これまでの通知に加え、下記の点に留意の上、改めて制度の適切な運用に努められるよう、地方自治法第２５２条の１７の５に基づき助言します。

なお、貴都道府県内の市区町村に対しても、本通知について周知方よろしくお願いいたします。

記

1　指定管理者制度については、公の施設の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときに活用できる制度であり、個々の施設に対し、指定管理者制度を導入するかしないかを含め、幅広く地方公共団体の自主性に委ねる制度となっていること。

2　指定管理者制度は、公共サービスの水準の確保という要請を果たす最も適切なサービスの提供者を、議会の議決を経て指定するものであり、単なる価

格競争による入札とは異なるものであること。

3　指定管理者による管理が適切に行われているかどうかを定期的に見直す機会を設けるため、指定管理者の指定は、期間を定めて行うものとすることとされている。この期間については、法令上具体の定めはないものであり、公の施設の適切かつ安定的な運営の要請も勘案し、各地方公共団体において、施設の設置目的や実情等を踏まえて指定期間を定めること。

4　指定管理者の指定の申請にあたっては、住民サービスを効果的、効率的に提供するため、サービスの提供者を民間事業者等から幅広く求めることに意義があり、複数の申請者に事業計画書を提出させることが望ましい。一方で、利用者や住民からの評価等を踏まえ同一事業者を再び指定している例もあり、各地方公共団体において施設の態様等に応じて適切に選定を行うこと。

5　指定管理者制度を活用した場合でも、住民の安全確保に十分に配慮するとともに、指定管理者との協定等には、施設の種別に応じた必要な体制に関する事項、リスク分担に関する事項、損害賠償責任保険等の加入に関する事項等の具体的事項をあらかじめ盛り込むことが望ましいこと。

6　指定管理者が労働法令を遵守することは当然であり、指定管理者の選定にあたっても、指定管理者において労働法令の遵守や雇用・労働条件への適切な配慮がなされるよう、留意すること。

7　指定管理者の選定の際に情報管理体制のチェックを行うこと等により、個人情報が適切に保護されるよう配慮すること。

8　指定期間が複数年度にわたり、かつ、地方公共団体から指定管理者に対して委託料を支出することが確実に見込まれる場合には、債務負担行為を設定すること。

（4）指定管理者制度と管理委託、業務委託の相違

指定管理者制度と管理委託、業務委託の相違は、図１並びに表１のとおりである。図１によって指定管理者制度と管理委託制度を比べてみると、次の三点が指定管理者制度のポイントである。

一点目は、管理委託制度は自治体と管理受託者との関係が委託・受託という法律と条例に根拠を持つ公法上の契約関係であったが、指定管理者制度における自治体と指定管理者との関係は、指定という行政処分に基づくもので、契約関係とは異なる関係であるという点である。そして、指定管理者の指定は議会の議決事項である。

二点目は、公の施設の管理について、従来は自治体の出資法人等に限定して管理を委託することができたが、指定管理者制度は、自治体が指定する民間事業者等を含む「法人その他の団体」に公の施設の管理を行わせようとするものであり、その対象範囲が大幅に広がったという点である。

三点目は、指定管理者の権限について、条例の定めるところにより、指定管理者に使用許可権限を付与することができるという点である。ただし、使用料の強制徴収、不服申立てに対する決定、行政財産の目的外使用等、法令により自治体の長等のみが行うことができる権限については、管理委託制度同様、指定管理者に行わせることはできない。

◆指定管理者制度のポイント◆

①　自治体と団体等の関係：委託契約から指定行為（行政処分）へ変更
②　管理を行う者：出資法人、公共的団体から法人その他の団体へと幅広く変更
③　管理行為：事実上の業務、定型的行為の上に、さらに使用許可権限の行使が追加

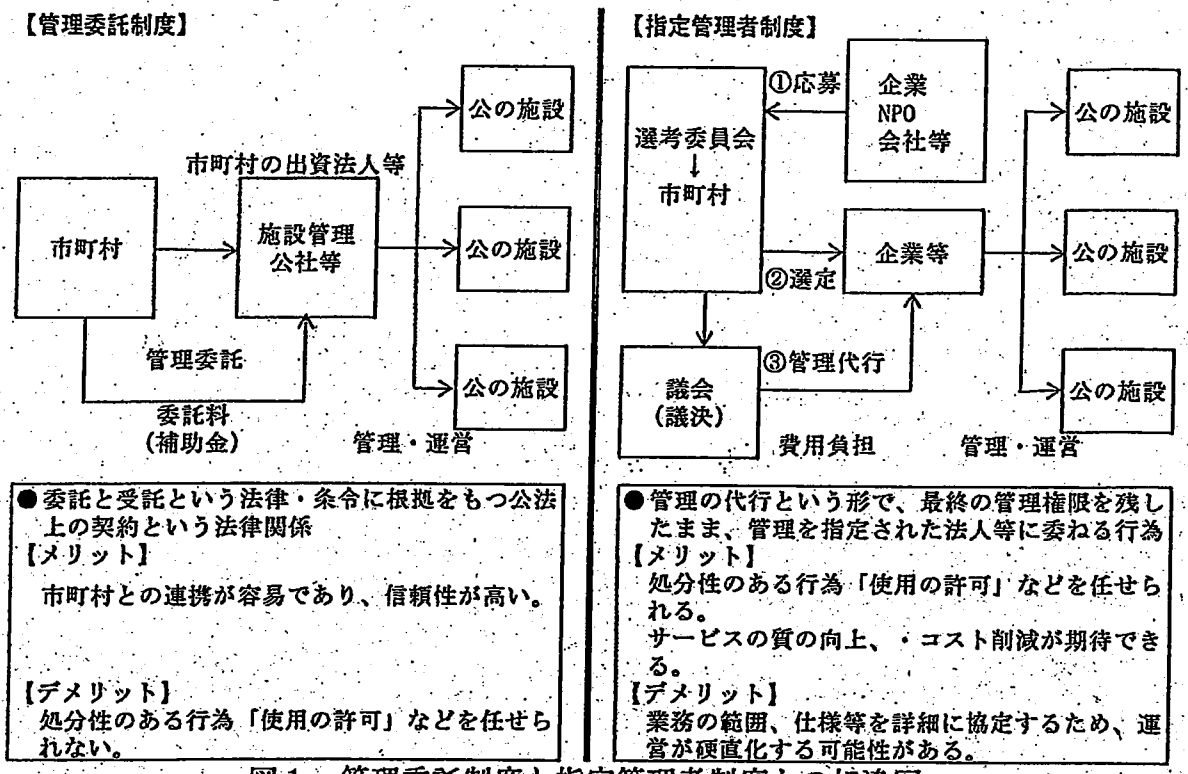

図１　管理委託制度と指定管理者制度との相違図

（出典：流通経済大学教授大塚祚保著「指定管理者制度の導入経緯と基礎知識」）

表1　指定管理者制度と管理委託、業務委託との相違表

方　式	直　営	業務委託	管理委託制度	指定管理者制度
運営～受託主体	市町村	限定なし ※議員、長についての兼業禁止規定あり（自治法第92条の2、第142条）	公共団体、公共的団体、政令で定める出資法人（1/2以上出資等）に限定	法人その他の団体 ※法人格は、必ずしも必要ではない。ただし、個人は不可。
法的性格	―	「私法上の契約関係」＝契約に基づく個別の事務又は業務の執行の委託	「公法上の契約関係」＝条例を根拠として締結される契約に基づく具体的な管理の事務又は業務の執行の委託	「管理の代行」＝「指定の手続」を条例で定めた上、「指定」（行政処分の一種）により公の施設の管理権限を、指定を受けた者に委任 ※委任：当該事務が受注者の職務権限となり、その事務については、受注者がもっぱら自己の責任において処理。例：使用許可は指定管理者名で行うことも可能。
施設設置	市町村			
施設管理	市町村			指定管理者 ※[管理の基準]、[業務の範囲]は条例で定めることを要する。
施設の使用許可	市町村	市町村 （受託者はできない）		市町村又は指定管理者
基本的な利用条件の設定	市町村	市町村 （受託者はできない）		市町村 （条例で定めることを要し、指定管理者はできない）
不服申立てに対する決定、行政財産の目的外使用の許可	市町村	市町村 （受託者はできない）		市町村 （指定管理者はできない）

（出典：流通経済大学教授大塚祚保著「指定管理者制度の導入経緯と基礎知識」）

全国火葬場リスト【民営火葬場】：2012年2月現在

施設ｺｰﾄﾞ		火葬場名称	都道府県	主管課等					火葬場				竣工年	火葬炉数	汚物炉数	動物炉数	式場数	炉メーカ	指定管理
				名称	〒	住所	電話	FAX	〒	住所	電話	FAX							
11221	1	聖典株式会社谷塚斎場	埼玉県	聖典株式会社	340-0022	草加市瀬崎町1839	048-922-2342	048-928-8050	340-0022	草加市瀬崎町1839	048-922-2342	048-928-8050	1987	9	1	1	1	高砂炉材	
13100	2	東京博善株式会社　落合斎場	東京都	東京博善株式会社施設部	116-0001	荒川区町屋1-23-4	03-3892-1326	03-3809-2395	161-0034	新宿区上落合3-34-12	03-3361-4042	03-3368-4058	2000	10			4	otto	
13100	3	東京博善株式会社　桐ヶ谷斎場	東京都	東京博善株式会社施設部	116-0001	荒川区町屋1-23-4	03-3892-1326	03-3809-2395	141-0031	品川区西五反田5-32-20	03-3491-0213	03-3493-6990	1998	12	1		6	otto	
13100	4	東京博善株式会社　代々幡斎場	東京都	東京博善株式会社施設部	116-0001	荒川区町屋1-23-4	03-3892-1326	03-3809-2395	151-0066	渋谷区西原2-42-1	03-3466-1006	03-3466-1651	1996	10			6	otto	
13100	5	東京博善株式会社　堀ノ内斎場	東京都	東京博善株式会社施設部	116-0001	荒川区町屋1-23-4	03-3892-1326	03-3809-2395	166-0011	杉並区梅里1-2-27	03-3311-2324	03-3311-5599	1992	8			3	otto	
13100	6	東京博善株式会社　町屋斎場	東京都	東京博善株式会社施設部	116-0001	荒川区町屋1-23-4	03-3892-1326	03-3809-2395	116-0001	荒川区町屋1-23-4	03-3892-0311	03-3892-2029	1994	12			10	otto	
13100	7	東京博善株式会社　四ツ木斎場	東京都	東京博善株式会社施設部	116-0001	荒川区町屋1-23-4	03-3892-1326	03-3809-2395	125-0063	葛飾区白鳥2-9-1	03-3601-0424	03-3604-3946	1989	9			4	otto	
13100	8	株式会社戸田葬祭場	東京都	株式会社戸田葬祭場	174-0041	板橋区舟渡4-15-1	03-3966-4241	03-3966-4346	174-0041	板橋区舟渡4-15-1	03-3966-4241	03-3966-4346	1984	15		2	6	日本炉機	
13206	2	多磨葬祭場	東京都	株式会社日華	183-0002	府中市多磨町2-1-1	042-334-3709	042-334-3540	183-0002	府中市多磨町2-1-1	042-361-2174	042-369-3071	1978	14			3	高砂炉材	
14100	5	西寺尾火葬場	神奈川県	株式会社博善社	221-0005	横浜市神奈川区松見町2-418	045-421-0850	045-431-9340	221-0005	横浜市神奈川区松見町2-418	045-421-0850	045-431-9340	1938	10		1		東京博善	
14208	1	株式会社誠行社斎場	神奈川県	株式会社誠行社	249-0008	逗子市小坪7-1216-1	0467-22-0136	0467-22-0335	249-0008	逗子市小坪7-1216-1	0467-22-0136	0467-22-0335	1994	4	1	1	1	種池施設	
27100	6	大阪津守斎場	大阪府	津守斎場	557-0063	大阪市西成区南津守2-4-53	06-6661-7242	—	557-0063	大阪市西成区南津守2-4-53	06-6661-7242	—	1985	3					
36201	2	徳島行道株式会社	徳島県	徳島行道 株式会社	770-0064	徳島市不動西町2丁目	088-631-0430		770-0064	徳島市不動西町2丁目	088-631-0430		1970	4					
38201	6	北山火葬場	愛媛県	㈱寺田商店	791-8077	松山市内浜町19-27	089-952-0220	089-952-1617	791-8072	松山市桜ケ丘4232	089-952-0220		1968	4			2		
47211	1	沖縄葬祭場	沖縄県	㈱沖善社	904-0021	沖縄市胡屋5-2-1	098-933-5400	098-932-7032	904-2145	沖縄市字倉敷111-5	098-938-3452	098-939-2328	1975	5	1		3		

火葬場への指定管理者制度導入実績(平成23年6月現在)．(その1)

都道府県名	市町村名	主管課	火葬場名	竣工年	人体炉数	式場室数	指定管理者名	期間	募集方法	備考
北海道	函館市	社会課	函館市斎場	1992	6	0	㈱マルゼンシステムズ	平成23年4月～5年間	公募	H20.4～導入
			函館市戸井斎場	1999	2	0				
			函館市椴法華斎場	2001	1	0				
			函館市南茅部斎場	1989	2	0				
	岩見沢市	福祉課	浄安殿	1997	5	0	㈱東洋実業	平成21年4月～5年間	公募	H18.4～導入
	苫小牧市	環境生活課	苫小牧市高丘斎場	1997	7	0	東洋実業・宮本工業所グループ	平成20年4月～4年間	公募	
	稚内市	衛生課	稚内聖苑	1982	3	0	㈱稚内衛生公社	平成21年4月～5年間	公募	H18.4～導入
	美唄市	環境課	美唄斎苑	2002	3	0	北葬産業埠頭㈱	平成21年4月～3年間	公募	H18.4～導入
	江別市	市民生活課	江別市葬斎場	1989	5	0	㈱東洋実業	平成22年4月～4年間	公募	H18.4～導入
	千歳市	市民生活課	千歳市葬斎場	1998	5	0	㈱東洋実業	平成22年4月～5年間	公募	H19.4～導入
	恵庭市	環境課	恵庭市火葬場恵浄殿	1994	4	0	㈱恵庭クリーンサービス	平成21年4月～3年間	公募	
	石狩市	市民生活課	石狩斎場	1987	3	0	石狩市公務サービス㈱	平成22年4月～4年間	非公募	H18.4～導入
			厚田斎場	1999	1	0				
			浜益斎場	2008	1	0				H20.1～導入
	美深町	住民生活課	びふか葬苑	2001	2	0	㈱サポート	平成21年4月～5年間	公募	H18.4～導入
青森県	青森市	市民生活課	青森市斎場	1972	7	0	アシストAOMORIグループ	平成21年4月～5年間	公募	
			青森市浪岡斎園	1992	2	0				
	八戸市	市民課	八戸市斎場	1982	6	0	三八五流通㈱	平成22年4月～6年間	公募	H19.4～導入
	つがる市	環境衛生課	つがる市斎場	2007	3	0	南柏クリーンサービス	平成21年4月～3年間	公募	
	十和田地域広域事務組合		十和田地域広域斎苑	2001	4	0	㈱協同サービス	平成23年4月～3年間	公募	
岩手県	宮古市	総合窓口課	みやこ斎苑	2007	4	0	リアス環境管理㈱	平成22年4月～5年間	公募	H19.4～導入
	大船渡市	市民生活環境課	おおふなと斎苑	1999	3	0	アーバン㈱	平成21年4月～5年間	公募	H18.4～導入
	葛巻町	農林環境ｽﾀｯﾌ課	葛巻町くずまき斎苑	1995	1	0	新岩手農業協同組合	平成23年4月～5年間	公募	H18.4～導入
	矢巾町	住民課	矢巾斎苑	1988	2	0	㈱ＪＡシンセラ	平成21年4月～3年間	公募	
宮城県	仙台市	生活衛生課	仙台市葛岡斎場	2002	20	0	(財)仙台市公園緑地協会	平成19年4月～5年間	非公募	H16.4～導入
	登米市	環境課	登米市斎場	2009	4	1	㈱清建	平成20年12月～3年4ヶ月間	公募	
	栗原市	環境課	くりはら斎苑	2001	4	0	グリーン観光バス㈱	平成22年4月～5年間	公募	
	南三陸町	環境対策課	南さんりく斎苑	2007	2	0	㈱清建	平成23年4月～5年間	公募	H19.12～導入
秋田県	大館市	市民課	大館市斎場	1979	4	0	東北ビル管財㈱	平成22年4月～5年間	公募	
	五城目町	町民福祉課	五城目町斎場	1990	2	0	石井葬研	平成21年4月～3年間	公募	H18.4～導入
山形県	米沢市	環境生活課	米沢市斎場	1971	4	0	合名会社米沢市斎場公社	平成21年4月～3年間	非公募	H18.4～導入
	新庄市	環境課	新庄・最上さくらが丘斎苑	1998	3	0	㈱セロン東北	平成23年4月～5年間	公募	H18.4～導入
	天童市	生活環境課	天童市斎場	2001	4	0	天童市葬祭具協同組合	平成19年4月～5年間	非公募	
	川西町	住民生活課	川西町斎場	1988	2	0	(有)川西葬祭社	平成22年4月～3年間	非公募	H19.4～導入
	小国町	町民課	小国町斎場	2007	1	0	壮運堂	平成22年4月～5年間	公募	H19.10～導入
	白鷹町	町民課	白鷹町斎場	1999	2	0	(有)セイノヤ	平成23年4月～5年間	公募	H18.4～導入
福島県	いわき市	市民生活課	いわき市いわき清苑	2008	9	0	常光・五結グループ	平成23年4月～5年間	公募	H20.4～導入
	南相馬市	環境衛生課斎場	原町斎場	1984	4	1	㈱相双環境整備センター	平成22年4月～2年間	公募	
	猪苗代町	町民生活課	いなわしろ聖苑	1998	2	0	㈱大川原生花店	平成22年4月～3年間	公募	H19.4～導入
	会津坂下町	戸籍環境班	会津西部斎苑	1990	3	0	㈱会津ぼんげ公共サービス	平成21年4月～3年間	公募	H18.4～導入
茨城県	古河市	環境施設管理課	古河市斎場	1973	3	1	(財)古河市地域振興公社	平成21年4月～3年間	非公募	H18.4～導入
	常陸太田市	生活環境課	常陸太田市営斎場	1989	4	1	(財)里美ふるさと振興公社	平成23年4月～5年間	非公募	H18.4～導入

火葬場への指定管理者制度導入実績(平成23年6月現在) (その2)

都道府県名	市町村名	主管課	火葬場名	竣工年	人体炉数	式場室数	指定管理者名	期間	募集方法	備考
茨城県	常陸大宮市	環境課	おおみや広域聖苑	2000	3	2	(財)茨城みどりサービス	平成20年4月～5年間	公募	
	神栖市	環境課	かみす聖苑	1998	5	2	(財)かみす葬祭	平成22年4月～5年間	公募	
			はさき火葬場	1968	3	0				
栃木県	黒磯那須共同火葬場組合		那須聖苑	1994	3	0		平成24年4月～5年間	公募	H23.8.8まで募集
群馬県	高崎市	市民課	高崎市斎場	1978	10	2	(株)高崎環境保全社	平成23年4月～4年間	公募	H18.4～導入
	太田市	市民課	太田市斎場	1983	6	2	太田市農業協同組合	平成21年4月～3年間	公募	H19.4～導入
	富岡市	市民生活課	かぶら聖苑	2000	3	2	甘楽富岡農業協同組合	平成20年4月～5年間	公募	
	利根沼田広域市町村圏振興整備組合		利根沼田広域斎場ぬまた聖苑	1989	3	1	利根沼田葬儀事業組合	平成22年4月～5年間	公募	
埼玉県	所沢市	市民課	所沢市斎場	1987	8	4	(財)所沢市公共施設管理公社	平成21年4月～5年間	公募	H18.4～導入
	羽生市	市民生活課	羽生市斎場	1977	3	0	(株)タカラビルメン	平成23年4月～3年間	公募	
	上尾市	環境政策課	上尾伊奈斎場つつじ苑	2003	6	3	(財)上尾市地域振興公社	平成23年4月～5年間	非公募	H18.4～導入
	入間東部地区衛生組合		入間東部広域斎場しののめの里	2008	6	3	いるま野農業協同組合	平成20年6月～4年10ヶ月間	公募	
	児玉郡市広域市町村圏組合		児玉郡市広域市町村圏組合立斎場こだま聖苑	1982	5	1	(株)サニタリーセンター	平成22年4月～3年間	公募	H19.4～導入
	比企広域市町村圏組合		東松山斎場	1982	6	2	富士建設工業(株)	平成20年4月～4年間	公募	
	埼玉県央広域事務組合		県央みずほ斎場	1998	8	2	県央みずほ斎苑管理グループ	平成23年4月～5年間	公募	
千葉県	千葉市	生活衛生課	千葉市斎場	2005	16	4	富士建設工業(株)	平成22年4月～5年間	公募	H17.6～導入
	銚子市	市民課	銚子市斎場	1990	3	0	(株)宮本工業所	平成21年4月～5年間	公募	
	木更津市	生活環境課	木更津市火葬場	1967	3	0	(株)タカラビルメン	平成21年4月～3年間	公募	H18.4～導入
	松戸市	松戸市北山会館	松戸市斎場	1974	10	1	松戸葬祭業協同組合	平成23年4月～4年間	公募	H19.4～導入
	野田市	市民課	野田市斎場	1991	3	2	(株)タカラビルメン	平成21年4月～5年間	公募	H18.4～導入
			野田市関宿斎場	1984	2	1	(株)タカラビルメン	平成22年4月～5年間	公募	
	成田市	環境衛生課	八富成田斎場	1992	6	2	成田市吉倉管理組合	平成22年4月～4年間	非公募	H18.4～導入
	勝浦市	環境防災課	かつうら聖苑	2005	2	0	(株)タカラビルメン	平成20年4月～5年間	公募	H17.10～導入
	安房郡市広域市町村圏事務組合		館山火葬場	1972	3	0	富士建設工業(株)	平成19年9月～4年7ヶ月間	公募	
			千倉火葬場	1990	2	0				
			長狭地区火葬場	1984	2	0				
東京都		公園課	東京都瑞江葬儀所	1975	20	0	(公財)東京都公園協会	平成23年4月～3年間	非公募	H18.4～導入
	八丈町	住民課	八丈町火葬場	2008	2	0	ジャパン・ポータルサービス(株)	平成23年4月～1年間	公募	H20.10～導入
神奈川県	川崎市	健康増進課	かわさき北部斎苑	1977	16	2	川崎市保健衛生事業団・富士・高砂共同体	平成21年4月～5年間	公募	H16.4～導入
			かわさき南部斎苑	2004	12	4				H16.5～導入
	平塚市	市民課	平塚市聖苑	1994	6	0	平塚市聖苑運営管理共同事業体	平成20年4月～5年間	公募	
	三浦市	市民課	三浦市火葬場	1934	3	0	(株)クリメイションサービス	平成22年4月～4年間	公募	H18.4～導入
新潟県	新潟市	健康福祉総務課	新潟市青山斎場	1995	12	1	施設工業・新潟斎場サービス共同企業体	平成19年4月～5年間	公募	
			新潟市白根斎場	2006	4	0	(株)宮本工業所	平成23年4月～5年間	公募	H18.12～導入
	長岡市	市民課	長岡市斎場	2007	7	0	富士建設工業(株)	平成19年11月～4年5ヶ月間	公募	
			長岡市小国斎場	1979	1	0		平成20年4月～4年間		
			長岡市与板無憂苑斎場	1974	3	0				
			長岡市寺泊斎場	1955	2	0				
			長岡市栃尾斎場	1961	3	0				
	三条市	市民窓口課	三条市槻の森斎苑	2009	5	0	(株)マルソー	平成21年9月～4年7ヶ月間	公募	
	十日町市	環境衛生課	十日町市斎場	2001	3	0	信越ビル美装(株)	平成23年4月～5年間	公募	H18.4～導入
	村上市	環境衛生課	村上火葬場無相院	1982	3	0	(株)会津屋	平成22年4月～3年間	公募	H19.4～導入

火葬場への指定管理者制度導入実績(平成23年6月現在)（その3）

都道府県名	市町村名	主管課	火葬場名	竣工年	人体炉数	式場室数	指定管理者名	期間	募集方法	備考
新潟県	村上市	環境衛生課	荒川火葬場菩照園	1976	2	0	丸忠商店	平成21年4月～3年間	公募	H18.4～導入
			山北火葬場	1989	2	0	(有)山北グリーンサービス	平成22年4月～3年間	公募	
	糸魚川市	環境生活課	糸魚川火葬場	1998	4	0		平成24年4月～3年間	公募	H23.8.23まで募集
			能生火葬場	1979	2	0				
	南魚沼市	市民課	南魚沼市斎場	2010	4	0	(株)飛鳥	平成22年9月～2年7ヶ月間	公募	
富山県	氷見市	環境課	氷見市斎場	1998	7	0	(有)サイエン	平成23年4月～5年間	公募	H18.4～導入
福井県	福井市	保健センター聖苑	福井市聖苑	1999	10	1	(株)法美社	平成19年4月～5年間	公募	
	越前市	市民課	越前市斎場	1971	5	0	公益センター(株)	平成21年4月～5年間	公募	
	坂井市	市民生活課	坂井市赤坂聖苑	1998	5	0	(株)法美社	平成20年4月～5年間	公募	
山梨県	北杜市	福祉課	北の杜聖苑	2005	2	0	北の杜聖苑運営組合	平成19年4月～5年間	公募	
長野県	松本市	市民生活課	松本市営葬祭センター	1997	5	0	(株)富士建設工業	平成22年4月～5年間	公募	H17.4～導入
	伊南行政組合		伊南行政組合 伊南聖苑	1999	3	0	伊南葬祭業組合	平成22年4月～3年間	公募	H19.4～導入
	上田地域広域連合 丸子クリンセンター		依田窪斎場	1997	2	0	エーオーアイ(株)	平成22年4月～2年間	公募	
岐阜県	高山市	市民課	高山市営火葬場	1953	3	0	(有)一善	平成21年4月～6年間	公募	H18.4～導入
			高山市営久々野火葬場	1995	2	0				
			高山市営荏川火葬場	1972	1	0				
	瑞浪市	環境課	瑞浪市斎場	1983	3	1	瑞浪市施設公社	平成23年4月～5年間	非公募	H18.4～導入
愛知県	刈谷市	市民課	刈谷市青山斎園	1980	6	1	刈谷市都市施設管理協会	平成22年4月～6年間	非公募	H17.4～導入
	稲沢市	環境施設課	稲沢市祖父江斎場	1975	6	0	名古屋特殊自動車・昇英商興グループ	平成21年4月～5年間	公募	
	知多市	環境課	知多斎場	1977	5	1	(有)知北グリーンサービス	平成21年4月～3年間	公募	
三重県	尾鷲市	市民サービス課	尾鷲市斎場	1987	3	0	(有)小倉葬具店	平成20年4月～5年間	公募	H18.4～導入
京都府	宇治市	環境企画課	宇治市斎場	1984	8	1	(財)宇治市豊国公社	平成22年4月～6年間	非公募	H18.4～導入
大阪府	枚方市	衛生管理課	枚方市立やすらぎの杜	2008	8	0	太陽・エムケイサービス	平成22年4月～3年間	公募	
	箕面市	窓口課	箕面市立聖苑	2001	7	2	太陽築炉工業(株)	平成23年4月～10年間	公募	
	摂津市	健康推進課	摂津市斎場	1979	3	0	(財)摂津市施設管理公社	平成23年4月～3年間	非公募	H18.4～導入
	岬町	住民生活課	淡輪火葬場	1999	3	0	(有)阪原生花葬祭店	平成22年4月～3年間	公募	H19.4～導入
兵庫県	尼崎市	生活衛生課	尼崎市立弥生ヶ丘斎場	2003	10	1	(財)尼崎市環境整備事業公社	平成21年4月～5年間	非公募	
	西宮市	環境総務課	西宮市満池谷火葬場	1991	11	0	(株)五輪	平成20年4月～5年間	公募	H18.4～導入
	芦屋市	環境課	芦屋市聖苑	2005	3	0	太陽築炉工業(株)	平成20年4月～5年間	公募	H17.2～導入
	加古川市	市民課	加古川市斎場	1986	8	0	(株)五輪	平成21年4月～5年間	公募	
	三木市	市民課	三木市立みきやま斎場	2008	5	0	日本管財(株)	平成20年4月～3年間	公募	
	三田市	コミュニティ課	三田市聖苑	1987	3	0	日本管財(株)	平成22年4月～5年間	公募	
	朝来市	生活環境課	朝来市斎場	2002	4	1	(株)五輪	平成19年4月～5年間	公募	
	猪名川町	猪名川町クリーンセンター	猪名川昌照苑	1979	3	1	(株)日東カストディアルサービス	平成21年4月～3年間	公募	H18.7～導入
奈良県	天理市	環境政策課	天理市聖苑	2006	5	0	(財)天理市開発公社	平成21年4月～3年間	公募	H18.10～導入
	桜井市	健康推進課	桜井市火葬場	1972	4	3	(財)脇谷公園墓地	平成21年4月～5年間	非公募	H18.4～導入
	三郷町	生活環境課	三郷町営竜の子斎場	1995	3	0	(財)竜の子整園	平成23年4月～5年間	非公募	H18.4～導入
和歌山県	岩出市	生活環境課	岩出市火葬場	1970	4	0	(株)昌栄メンテ	平成21年4月～3年間	公募	
鳥取県	鳥取県東部広域行政管理組合		因幡斎場	1998	7	0	(財)鳥取県東部環境管理公社	平成21年4月～5年間	公募	H18.4～導入
島根県	浜田市	くらしと環境課	浜田市火葬場	1985	3	0	(有)ライフサポート	平成21年4月～3年間	公募	H18.4～導入
			浜田市旭火葬場	1972	1	0	旭運送			
			浜田市弥栄火葬場	1996	1	0	(有)ライフサポート			
			浜田市三隅火葬場	1997	2	0	合資会社三隅登幸苑			

火葬場への指定管理者制度導入実績(平成23年6月現在)（その4）

都道府県名	市町村名	主管課	火葬場名	竣工年	人体炉数	式場室数	指定管理者名	期間	募集方法	備考
島根県	益田市	環境衛生課	益田市斎場松翠苑	1998	4	0	(財)益田市総合サービス	平成21年4月～3年間	非公募	H18.4～導入
	大田市	市民課	大田市葬斎場	1987	2	0	企業組合労協しまね事業団	平成22年4月～5年間	公募	H19.4～導入
			温泉津葬斎場	1992	1	0				
			仁摩葬斎場	1987	1	0				
	江津市	市民生活課	江津斎場	2010	2	0	(財)S．K．M	平成22年4月～3年間	公募	
	隠岐の島町	環境課	隠岐ノ島町斎場「慈晨苑」	2002	3	0	ＪＡ隠岐	平成22年4月～5年間	公募	H19.4～導入
	雲南市・飯南町事務組合		三刀屋斎場	1996	3	0	(財)雲南テクニカルサービス	平成23年4月～5年間	公募	H19.4～導入
岡山県	倉敷市	倉敷市中央斎場	倉敷市玉島斎場	1988	4	0	(財)五輪	平成23年4月～5年間(平成28年4月～5年間)	公募(更新制)	H18.4～導入
			倉敷市児島斎場	1987	4	0				
	津山市	環境生活課	津山市総合斎場	1991	7	1		平成24年4月～3年間	公募	H23.8.12まで募集
			津山市加茂町斎場	1986	2	1				
	吉備中央町	総務民生課	吉備中央町斎場	1972	2	0	吉備中央N・ＪＶ	平成21年4月～3年間	公募	
広島県	広島市	環境衛生課	広島市永安館	1995	12	0	ひろしま斎苑管理グループ	平成22年4月～4年間	公募	H18.4～導入
			広島市可部火葬場	1963	2	0				
			五日市火葬場	2002	4	0				
			広島市湯来火葬場	1977	2	0				
			広島市西風館	2011	10	2		平成23年3月～3年10日間	公募	
	福山市	市民相談課	福山市中央斎場	1984	12	1	富士建設工業(株)	平成23年4月～5年間	公募	H18.4～導入
			福山市西部斎場	1999	4	1	(財)五輪			
			福山市神辺斎場	2011	2	0		条例で定める日～平成28年3月		
	三次市	環境政策課	三次市斎場	1978	3	0	(株)ジャパンクリーンサービス	平成21年4月～3年間	公募	H18.4～導入
			三次市君田斎場やすらぎ苑	1998	1	0				
			三次市布野斎場	1981	1	0				
			三次市作木斎場大衆苑	1977	1	0				
			三次市吉舎斎場	1963	1	0				
			三次市三良坂斎場	1982	1	0				
			三次市三和斎場	1981	1	0				
			三次市甲奴斎場紅梅苑	2002	1	0				
	庄原市	市民生活課	庄原市斎場	1975	2	0	(財)備北祭典	平成19年4月～5年間	公募	
			庄原市西城斎苑	1986	2	0				
			庄原市東城斎場平安の森	1995	2	1				
			庄原市口和斎場	1989	1	0				
			庄原市高野斎場	1998	1	0				
			庄原市比和斎場	1999	1	0				
			庄原市総領斎場やすらか苑	2002	2	0				
	安芸太田町	住民生活課	千風苑	2008	2	0	富士建設工業(株)	平成21年4月～5年間	公募	H20.2～導入
			筒賀火葬場	1995	1	0				
	大崎上島町	保健衛生課	大崎上島町火葬場大峰苑	2011	2	0	(株)スカイトラベル	平成23年4月～5年間	公募	
山口県	萩市	環境衛生課	萩やすらぎ苑斎場	1998	4	1	萩阿武葬祭協同組合	平成21年4月～3年間	非公募	H18.4～導入
			田万川火葬場	1993	2	0				
			須佐火葬場	2001	2	0				
	美祢市	生活環境課	美祢市斎場「ゆうすげ苑」	2008	3	0	(株)こまつ	平成21年4月～3年間	公募	H18.4～導入
	周南市	環境政策課	新南陽斎場	1993	3	1	太陽アーモ(株)	平成20年4月～5年間	公募	H18.4～導入
			鹿野斎場	1996	1	0				
	山陽小野田市	環境課	山陽小野田市小野田斎場	1980	3	0	(株)北斗産業	平成21年4月～3年間	公募	
			山陽小野田市山陽斎場	1980	3	0				
香川県	高松市	市民やすらぎ課	高松市やすらぎ苑	1995	5	0	(財)五輪	平成20年4月～4年間	公募	
	さぬき市	生活環境課	さぬき市斎場	1998	4	1	(財)五輪	平成23年4月～5年間	公募	H18.4～導入
愛媛県	今治市	生活環境課	慶昌苑	2004	6	0	富士建設工業(株)	平成21年4月～5年間	公募	
			ふじさき苑	1993	2	0	(株)大島葬儀社			
			伯方斎場	1995	2	0	富士建設工業(株)			
			大翔苑	2002	2	1	(株)伊豫総料			
	八幡浜市	生活環境課	やすらぎ聖苑	2009	4	0	(財)五輪	平成23年4月～3年間	公募	

火葬場への指定管理者制度導入実績(平成23年6月現在) (その5)

都道府県名	市町村名	主管課	火葬場名	竣工年	人体炉数	式場室数	指定管理者名	期間	募集方法	備考
愛媛県	新居浜市	環境保全課	新居浜市斎場	1984	8	1	(財)フロンティアサービス四国	平成21年4月～3年間	公募	
	西条市	環境衛生課	西条市やすらぎ苑	1982	6	0	道前総業㈱	平成21年4月～3年間	公募	H18.4～導入
	内子町	住民福祉課	燦華苑	1998	2	1	㈱南予環境美化センター	平成22年4月～5年間	公募	H19.4～導入
高知県	土佐清水市	環境課	土佐清水市斎場	1999	2	1	㈱ベルモニー	平成21年4月～3年間	公募	H18.4～導入
福岡県	福岡市	生活衛生課	森の森 福岡市葬祭場	2005	25	0	(財)ふくおか環境財団	平成22年4月～5年間	非公募	H17.10～導入
	飯塚市	環境整備課	飯塚市斎場	1992	6	0	㈱九州互助センター	平成23年4月～5年間	公募	H18.4～導入
	大川市	環境課	大川市斎場	1979	3	1	㈱公益	平成23年4月～5年間	公募	H20.4～導入
	那珂川町	環境防災課	華石苑	1994	2	0	㈱那珂川葬祭センター	平成21年4月～3年間	公募	H18.4～導入
	鉄手町	農政環境課	鉄手町営葬斎場	1991	3	2	富士建設工業㈱	平成22年4月～5年間	公募	H18.10～導入
佐賀県	太良町	環境水道課	太良町営火葬場「安穏の里」	2011	2	0	㈱太良クリーンセンター	平成22年4月～3年間	公募	H19.4～導入
長崎県	大村市	環境保全課	大村市斎場	1986	4	0	大村都市開発㈱	平成22年4月～3年間	公募	H18.4～導入
熊本県	山鹿市	環境課	山鹿市菊尾斎場	1998	4	0	㈱五輪	平成22年4月～3年間	公募	H19.4～導入
	天草市	環境課	天草市営天草本渡斎場	2003	4	0	㈱光正社	平成21年4月～3年間	公募	
	苓北町	税務住民課	苓北町営斎場	1991	2	0	長井商事㈱	平成21年4月～3年間	公募	H18.4～導入
大分県	中津市	生活環境課	中津市風の丘葬斎場	1996	5	1	中津市風の丘葬斎場管理運営グループ	平成22年4月～5年間	公募	H19.4～導入
			本耶馬渓町火葬場	1996	1	0				
			清浄苑	2002	1	0				
			常光苑	1989	1	0				
	日田市	市民課	日田市葬斎場	1983	4	1	㈱ちゃーむ	平成21年4月～3年間	公募	H18.4～導入
	豊後高田市	環境課	豊後高田市火葬場悠久の杜	2011	3	0		平成23年12月頃稼働開始～		H23.6月議会で決定
	宇佐市	環境対策課	宇佐市葬斎場やすらぎの里	2007	4	0	㈱友善社	平成22年10月～4年6ヶ月間	公募	H19.1～導入
	国東市	環境衛生課	国東市葬斎場	1992	3	0				H16.9～導入 H22.3で委託に
	玖珠九重行政事務組合		玖珠葬斎場	1985	3	0	㈱さとや葬儀社	平成21年4月～5年間	公募	
宮崎県	宮崎市	生活安全課	宮崎市葬祭センター	1995	12	0	文化・イージスグループ	平成21年4月～3年間	公募	
鹿児島県	阿久根市	市民環境課	阿久根市葬斎場佛石の里	1995	3	0	㈱本石材店	平成23年4月～5年間	公募	H20.4～導入
	薩摩川内市	環境課	薩摩川内市川内葬斎場やすらぎ苑	2009	5	1	㈱誠建設	平成23年4月～5年間	公募	H18.9～導入
			薩摩川内市上甑島葬斎場	1982	2	0	里葬祭			
			薩摩川内市下甑葬斎場	1978	1	0	西葬儀社			
			薩摩川内市鹿島葬斎場	1990	1	0	鹿島地区コミュニティ協議会			
	霧島市	衛生施設課	霧島市国分斎場	1989	6	1	㈱フクシマ	平成22年4月～5年間	公募	

火葬場への指定管理者制度導入実績の集計(平成23年6月現在)

事業主体	事業主体数	施設数
都	1	1
市町村	132	190
一部事務組合	13	15
合計	146	206

導入年度	施設数
平成17年度以前	9
平成18年度	82
平成19年度	41
平成20年度	22
平成21年度	24
平成22年度	28
合計	206

契約期間	施設数
3年間未満	4
3年間以上～4年間未満	66
4年間以上～5年間未満	28
5年間以上	108
合計	206

募集方法	施設数
公募	181
非公募	25
合計	206

火葬場へのPFI制度の導入実績(平成23年6月現在)

都道府県名	市町村名	主管課	火葬場名	竣工年	人体炉数	式場室数	PFI運営者名	期間	募集方法	備考
北海道	札幌市	生活環境課	山口斎場	2006	29	0	PFI斎場運営㈱	平成18年4月～20年間	公募	
岩手県	盛岡市	市民登録課	盛岡市斎場やすらぎの丘	2011.11	9	0	不来方やすらぎの森事業グループ	平成24年2月～20年間	公募	DBO方式
	紫波町	環境課	紫波斎苑かたくりの丘	2009	2	0	㈱故郷の山	平成21年4月～20年間	公募	
栃木県	宇都宮市	生活安心課	悠久の丘	2009	16	2	宇都宮郷の森斎場㈱	平成21年4月～20年間	公募	
埼玉県	越谷市	市民課	越谷市斎場	2005	14	4	PFI越谷広域斎場㈱	平成17年8月～20年間	公募	
愛知県	一宮市	墓園管理事務所	一宮市一宮斎場	2011	13	0	PFI一宮斎場㈱	平成23年4月～15年間	公募	
	豊川宝飯衛生組合		永遠の森	2007	8	1	PFI豊川宝飯斎場㈱	平成18年4月～20年間	公募	
大阪府	泉佐野市	環境衛生課	(仮称)泉佐野市火葬場	2012予定	4	0	泉佐野つつみの杜㈱	平成24年4月～20年間	公募	
広島県	呉市	環境政策課	呉市斎場	2006	10	0	PFI呉斎場㈱	平成18年4月～20年間	公募	

東京博善

斎場のご案内
町屋斎場
落合斎場
代々幡斎場
四ツ木斎場
桐ヶ谷斎場
堀ノ内斎場

カレンダー
料金のご案内
収骨容器について
副葬品について
ご喪家様へのお願い

東京博善株式会社
〒101-0047
東京都千代田区内神田2-5-6
亀田ビル
TEL 03-3256-4911
FAX 03-3258-1764

⚠業務提携はしておりません

インターネットや広告などであたかも弊社6斎場と提携しているような記述が見られますが、弊社は特定の会社と提携・推薦することはございません。

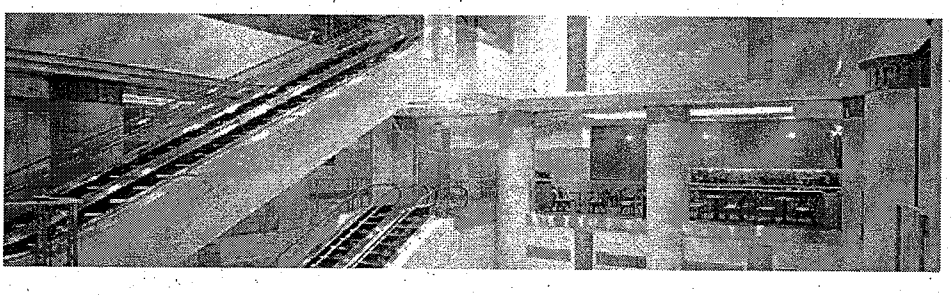

東京博善が都内に営む6斎場は、従来の斎場のイメージを一新した明るく近代的な快適性と人生最終の大礼にふさわしい荘厳さを兼ね備えた国内屈指の総合斎場です。

お通夜からご葬儀・告別式・ご火葬そして初七日法要までの儀式を厳粛に、しかも格調高い雰囲気で執り行い、気品ある空間が温かくお迎えし、やすらぎの時を静かに刻みます。

▶ 各斎場の所在地はこちら

町屋斎場

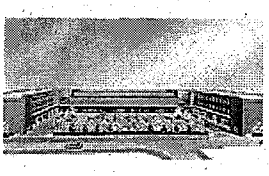

〒116-0001
東京都荒川区町屋
1-23-4
TEL(03)3892-0311
FAX(03)3892-2029

落合斎場

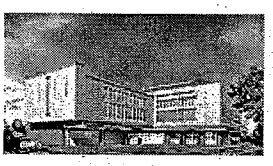

〒161-0034
東京都新宿区上落合
3-34-12
TEL(03)3361-4042
FAX(03)3368-4058

代々幡斎場

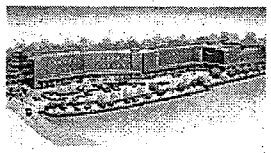

〒151-0066
東京都渋谷区西原
2-42-1
TEL(03)3466-1006
FAX(03)3466-1651

四ツ木斎場

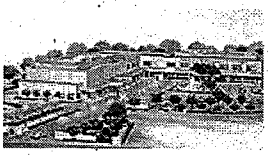

〒125-0063
東京都葛飾区白鳥
2-9-1
TEL(03)3601-0424
FAX(03)3604-3946

桐ヶ谷斎場

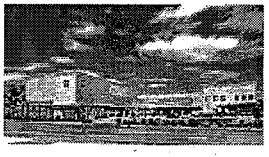

〒141-0031
東京都品川区西五反
田5-32-20
TEL(03)3491-0213
FAX(03)3493-6990

堀ノ内斎場

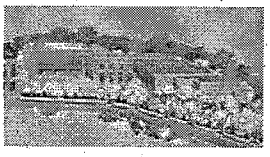

〒166-0011
東京都杉並区梅里
1-2-27
TEL(03)3311-2324
FAX(03)3311-5599

Copyright 2009 Tokyohakuzen Co.,Ltd. All Rights Reserved.

東京博善

A A A | 廣濟堂グループ | HOME

- 斎場のご案内
- 町屋斎場
- 落合斎場
- 代々幡斎場
- 四ツ木斎場
- 桐ヶ谷斎場
- 堀ノ内斎場

- カレンダー
- 料金のご案内
- 収骨容器について
- 副葬品について
- ご喪家様へのお願い

東京博善株式会社
〒101-0047
東京都千代田区内神田2-5-6
亀田ビル
TEL 03-3256-4911
FAX 03-3258-1764

料金のご案内

火葬料金

（消費税込・単位/円）

		料金(円)	火葬炉数					
			町屋 12	落合 10	代々幡 10	四ツ木 9	桐ヶ谷 12	堀ノ内 8
特別殯館	大人	177,000	2	2	2	–	2	–
	小人	104,000						
特別室	大人	107,500	2	2	2	2	2	3
	小人	54,500						
星（最上等）	大人	59,000	8	6	6	7	8	5
	小人	32,300						
滅額・公費	大人	29,500	1日3件受付致します [火葬受付時間 10:00・13:00・14:00]					
	小人	16,100						

・小人は満6歳以下

保棺料金

（消費税込・単位/円）

	税	減額・公費
冷蔵保棺	7,875	5,565
一般保棺	3,675	2,625

休憩室料金

（消費税込・単位/円）

	料金(円)	斎場別部屋数					
		町屋	落合	代々幡	四ツ木	桐ヶ谷	堀ノ内
雲の間	84,000					※	
鶴の間	55,125	2	2	2		2	
光の間 ※ご遺ぎ2分間で使用	42,000					※	
雪の間	27,300	※	2※	2※	1※	2※	※
星の間	22,575	9	6	8	5	8	5
月の間	19,215	2	1		2		4
秋の間	16,800				1		
梅の間	10,500	2					
椅子席	1人に付き420						

※は式場控室を火葬中に使用した場合の料金となります。

式場使用料金

（消費税込・単位/円）

式場名	料金	式場数	式場使用時間	出棺時間	式場欠費開始時間
雲	945,000	桐ヶ谷 1	16:30～翌日15:00	11時まで	14時より
鶴 ※ご遺ぎ2分間で使用	420,000	桐ヶ谷 2		11時まで	15時より
雪	236,775	町屋 5 5		11時まで 12時まで	15時より
		落合 2 2		11時まで 12時まで	14時より 15時より
		代々幡 3 3		11時まで 12時まで	15時より
		四ツ木 4		12時まで	15時より
		桐ヶ谷 4		11時まで	15時より
		堀ノ内 2 1		11時まで 12時まで	15時より
竹	105,000	代々幡 1		11時まで	15時より

容器料金

（消費税込・単位/円）

	大理石	陶七宝	青磁	白瓶戸			減額・公費
				金箱	ホリスト	白瓶	
2号一式	45,150	45,150	35,700	15,225	15,225	13,335	10,815
3号一式	43,050	43,050	32,025	13,860	13,860	11,865	9,555
5号一式	—	—	—	—	—	5,880	型なし 2,625 型付き 3,880
6号一式	—	—	—	—	—	2,940	2,310
7号一式	12,180	12,180	7,770	—	—	2,415	—
成名記名料	1,050	1,050	1,050	525	—	525	—

Copyright 2009 Tokyohakuzen Co.,Ltd. All Rights Reserved.

サイトポリシー